

平成 30 年 9 月 12 日 (水曜日)

平成 29 年度決算審査特別委員会会議録

(第 2 日目)

平成29年度決算審査特別委員会会議録第2号

平成30年9月12日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

出席委員（14名）

委員長	村岡 賢一君	
副委員長	佐藤 正明君	
委員	須藤 清孝君	今野 雄紀君
	倉橋 誠司君	星 喜美男君
	佐藤 雄一君	菅原 辰雄君
	千葉 伸孝君	山内 孝樹君
	後藤 伸太郎君	後藤 清喜君
	及川 幸子君	山内 昇一君

欠席委員（1名）

高橋 兼次君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤 仁君
副町長	最知 明広君
会計管理者兼出納室長	三浦 清隆君
総務課長兼危機管理課長	高橋 一清君
企画課長	及川 明君
震災復興企画調整監	橋本 貴宏君
管財課長	佐藤 正文君
町民税務課長	阿部 明広君

保 健 福 祉 課 長	菅 原	義 明 君
環 境 対 策 課 長	佐 藤	孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉	啓 君
商 工 觀 光 課 長	佐 藤	宏 明 君
建 設 課 長	三 浦	孝 君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田 中	剛 君
復 興 推 進 課 長	男 澤	知 樹 君
総 合 支 所 長	佐 久 間	三 津 也 君
上 下 水 道 事 業 所 長	阿 部	修 治 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐 藤	和 則 君
総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 法 令 係 長	岩 淵	武 久 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤	達 朗 君
教 育 総 務 課 長	阿 部	俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	三 浦	勝 美 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀	長 恒 君
事 務 局 長	三 浦	浩 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	高 橋	一 清 君
-------	-----	-------

農業委員会部局

事 務 局 長	千 葉	啓 君
---------	-----	-----

事務局職員出席者

事 務 局 長	三 浦	浩
総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	小 野	寛 和

午前10時00分 開会

○委員長（村岡賢一君） おはようございます。秋の気配も感じられ、稲穂もこうべを垂れ豊作の予感を感じるきょうこのごろでございます。

本日から平成29年度決算審査特別委員会が開催されますけれども、初心者という立場の中で、こういう大切な役を受けまして大変緊張しておりますが、皆様方のご協力をいただきながら決算審査を進めてまいりたいと思います。委員の皆様方におかれましては、簡明に的をしつかりと得られるような発言をお願い申し上げます。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年度決算審査特別委員会を開催いたします。

欠席委員、高橋兼次委員であります。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方についてご確認をいただきます。特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を行い、その後、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

質疑は、一般会計については歳入歳出別の款ごとに行い、その他の会計につきましては歳入歳出一括、収入支出一括で行いたいと思います。なお、一般会計の歳入歳出の款ごとの区分は、既に配付しております平成29年度決算審査特別委員会審査予定表をご参照いただきたいと思います。このことについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） なしと認めます。よって、そのようにとり進めることにいたします。

それでは、認定第1号平成29年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題いたします。

初めに、平成29年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の歳入の審査を行います。

会計管理者の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） おはようございます。

それでは、認定第1号平成29年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

まず、決算の全容及び歳入全般の細部説明となりますので、説明が少し長くなりますことをご了解いただきたいと思います。

では、初めに決算の全容について改めてご説明申し上げます。

決算書の197ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。197ページでございます。平成29年度は、歳入総額318億1,294万3,403円、歳出総額297億6,174万2,745円、歳入歳出差引額、つまり形式収支額20億5,120万928円で決算いたしました。

そのうち平成30年度への繰越財源として、明許、事故合わせて8億1,311万6,728円を繰り越しいたしましたので、差し引いた実質収支の額は12億3,808万4,200円となりまして、形式収支、実質収支も黒字決算となりました。そして、南三陸町財政調整基金条例第2条の規定に基づきまして、実質収支額のうち2分1相当額の6億5,000万円を財政調整基金へ繰り入れをいたしましたので、その残りの5億8,808万4,200円が平成30年度への純繰越金となります。なお、歳入歳出差引額は対前年比較で三角66.6%、実質収支額は三角43.5%、基金繰入額は三角40.9%でございました。

では、決算書の議案の部分の1ページへお戻りください。歳入歳出各款ごとの収入済み額、支出済み額の構成比並びに対前年比較について申し上げます。

1款町税、構成比4.1%、対前年プラス2.7%。

2款地方譲与税、構成比0.2%、対前年三角0.5%。

3款利子割交付金、構成比0.0%、対前年プラス100.1%。

4款配当割交付金、構成比0.0%、対前年プラス61.7%。

5款株式等譲渡所得割交付金、構成比0.0%、対前年プラス180.9.%。

6款地方消費税交付金、構成比0.7%、対前年三角10.3%。

7款自動車取得税交付金、構成比0.1%、対前年プラス34.5%。

8款地方特例交付金、構成比0.0%、対前年プラス133.5%。

9款地方交付税、構成比20.8%、対前年三角28.6%。

3ページをごらんください。

10款交通安全対策特別交付金、構成比0.0%、対前年プラス2.0%。

11款分担金及び負担金、構成比0.1%、対前年プラス5.2%。

12款使用料及び手数料、構成比0.5%、対前年プラス43.9%。

13款国庫支出金、構成比11.5%、対前年三角38.9%。

14款県支出金、構成比6.1%、対前年プラス24.5%。

15款財産収入、構成比1.7%、対前年三角14.0%。

16款寄附金、構成比0.5%、対前年プラス1.8%。

17款繰入金、構成比31.1%、対前年三角56.9%。

5ページをごらんください。

18款繰越金、構成比15.8%、対前年プラス21.0%。

19款諸収入、構成比1.4%、対前年三角33.9%。

20款町債、構成比5.4%、対前年三角43.1%。

歳入合計、構成比100.0%、対前年三角36.5%でございます。

調定額の合計345億9,372万3,868円に対する収入済み額合計が318億1,294万3,403円ですので、全体の収納率は92.0%でありました。昨年の収納率は、84.1%であります。また、不納欠損額を全体で59万8,280円計上してありますので、収入未済額は27億8,018万2,185円と高額ではございますが、そのうち27億5,483万6,200円については平成30年度へ繰り越した事業が未収入特定財源ということになりますので、この額を平成30年度収入として既に調定いたしておりますことから、いわゆる実質的な純然たる平成29年度の収入未済額については差し引きますと2,534万5,985円となります。

続いて、7ページからの歳出でございます。同様に、支出済み額の構成比並びに対前年比較について申し上げます。

1款議会費、構成比0.4%、対前年三角0.1%。

2款総務費、構成比7.9%、対前年プラス2.7%。

3款民生費、構成比8.0%、対前年プラス13.1%。

4款衛生費、構成比4.0%、対前年プラス15.6%。

5款農林水産業費、構成比3.1%、対前年プラス48.8%。

6款商工費、構成比1.0%、対前年三角5.7%。

9ページをごらんください。

7款土木費、構成比2.4%、対前年プラス12.7%。

8款消防費、構成比1.8%、対前年プラス2.0%。

9款教育費、構成比3.3%、対前年三角20.6%。

10款災害復旧費、構成比21.5%、対前年プラス96.6%。

11款公債費、構成比4.2%、対前年三角7.3%。

11ページをごらんください。

12款復興費、構成比42.4%、対前年三角58.6%。

13款予備費、構成比0.0%、増減なしでございます。

歳出合計、構成比100.0%、対前年三角32.3%でございます。

歳出合計欄の支出済み額297億6,174万2,475円をいわゆる予算の同様に通常分と震災復興分に分けますと、通常分は81億7,533万2,475円、震災復興分は215億8,641万円となりまして、震災復興分は決算額の72.5%を占めております。震災復興に係る予算は、ご承知のとおり平成23年度から始まっておりますので、これまでの部分を全てトータルいたしますと、平成29年度までの7年間では、震災復興分として総額2,994億4,000万円を支出したことになります。

また、平成29年度予算現額には前年度からの繰越予算、明許事故合わせて133億6,335万7,000円が含まれております。予算全体の執行率は71.0%となりますが、そのうち繰越予算の執行率は44.4%。平成29年度の現年の予算執行率は83.4%という結果になりました。昨年の現年予算の執行率は73.9%ですので、幾分現年予算の執行率は向上しております。

不用額については総額86億1,350万5,261円発生いたしておりますが、その大きな要因は、先ほど申し上げました繰越予算の執行に大きくかかわっております。繰越予算の執行が約半分以下にとどまった関係上、繰越予算の不用額が74億2,838万9,000円ほど生じております、不用額全体の86.2%を占めております。

決算書の附表22ページから33ページにかけまして、不用額調書としてまとめてございますので、歳出でのご審議の際、ご参照いただきたいと思います。

では、続いて、歳入歳出決算事項別明細書の歳入の説明に移らせていただきます。

13ページをお開きください。

1款町税ですが、収入済み額13億915万2,152円で決算いたしました。町税全体の収納率は99.5%、前年度も99.5%でございました。不納欠損額59万8,280円は、対前年三角52.7%、額にして66万6,847円減少いたしております。一方、収入未済額609万2,589円は対前年プラス20.7%、額にして104万6,948円増加しております。

次に、各税目ごとの収入済み額の対前年比較について申し上げます。1項町民税、対前年プラス2.5%。2項固定資産税、対前年プラス5.2%。3項軽自動車税、対前年プラス3.3%。4項町たばこ税、対前年三角7.7%。5項入湯税、対前年三角5.5%でございました。

町税全体の収入が合併後一番大きかったときが、平成19年度の13億4,620万円でございましたので、この数値を100とした場合、平成29年度の収入は平成19年度収入の97.2%に到達している状況であります。

一方、税目ごとに見ますと、個人町民税現年分は平成29年度が合併後最大値であります。

次に、法人町民税の現年分、これは前年度の平成28年度が最大値でありまして、その収入額は1億3,540万円でございました。平成29年度収入は対比すると86.0%の収入となります。固定資産税は平成20年度が最大値でございました。その収入額は6億8,400万円ほどございましたので、29年度収入は対比すると81.7%の収入という形になります。次に、軽自動車税は平成29年度が最大収入でございます。町たばこ税は平成25年度が最大値で、その収入額は1億1,900万円でございました。29年度収入と対比いたしますと90.1%となります。最後、入湯税は平成24年度が最大値でございます。そのときの収入が747万円でございました。平成29年度収入と対比いたしますと69.3%でございます。

以上、町税の説明でございます。次に移ります。

次に、2款地方譲与税から8款地方特例交付金まで、収納率は全て100.0%でございます。

15ページをごらんください。

地方譲与税の各譲与税の収入済み額の対前年比較について申し上げますと、1項地方揮発油譲与税、対前年三角1.3%、2項自動車重量譲与税、対前年プラス0.1%、3項地方道路譲与税は収入ございませんでした。

次に、合併後の最大収入を100として比較しますと、地方揮発油譲与税は平成22年度が最大値でございます。2,358万7,000円ほどの収入がありました。本年度の収入を比較しますと、83.0%になります。自動車重量譲与税は平成18年度が最大値でございました。6,752万6,000円の収入がありましたが、平成29年度収入を比較いたしますと71.0%の位置づけでございます。

3款利子割交付金、これは平成20年度が最大値でございまして467万3,000円ほどの収入でございましたが、平成29年度収入と比較いたしますと28.7%、低い水準でございます。

4款配当割交付金は平成26年度が最大値でございまして、332万6,000円の収入でございました。平成29年度と比較いたしますと95.9%になります。

5款株式譲渡所得割交付金は平成29年度が最大値でございます。

6款地方消費税交付金は平成27年度が最大値でございまして、当時3億371万4,000円の収入がありました。平成29年度収入と比較いたしますと67.5%でございます。

17ページ、ごらんください。

7款自動車取得税交付金、これは平成18年度が最大値であります。当時4,727万4,000円の収入がありました。平成29年度収入と比較いたしますと46.2%となります。

8款地方特例交付金は平成22年度が最大値であります。2,897万円の収入でございました。

平成29年度収入と比較いたしますと、30.5%となります。

次に、地方交付税に移ります。地方交付税は収納率100%でございます。各交付税の収入済み額の対前年比較について申し上げますと、普通交付税は対前年三角5.2%、特別交付税は対前年プラス15.9%、震災復興特別交付税は三角45.4%で決算いたしました。

普通交付税については、震災特例によりまして大きく落ち込むことはありませんでしたが、平成25年度収入をピークといたしまして、毎年度減額傾向にあります。平成32年度までの算定では特例措置は継続いたしますが、今後も右肩上がりの収入になる見込みです。

特別交付税には、災害等特殊財政需要のいかんによりまして、毎年度収入額は変動いたします。収入が一番大きかった年度は震災直後の平成23年度がありました。

震災復興特別交付税は、平成23年度に創設された新しい地方交付税でございますけれども、平成29年度までの交付総額は379億7,000万円となります。

次に、10款交通安全対策特別交付金についても収納率は100.0%であります。交通反則金を原資として、交通事故発生件数の割合に応じて算定して交付されますが、過去最大の収入は平成18年度の185万6,000円でございました。

続いて、11款、これは特定財源であります分担金及び負担金でございますが、全体の収納率は98.6%、対前年プラス5.2%で決算いたしております。2節の児童福祉費負担金の保育所の利用料並びに広域入所利用料の収入が、前年度よりも163万ほど多くなっているのが増額要因でございます。収入未済額33万450円の内訳につきましては、決算附表の12、13ページに記載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

19ページ、ごらんください。

12款使用料及び手数料でございます。全体の収納率は99.3%。1項の使用料が99.8%、2項の手数料は98.0%であります。対前年比較いたしますと、1項の使用料はプラス80.1%、2項の手数料は三角2.1%であります。使用料の増額要因は、公営住宅使用料と駐車場使用料が、前年度より4,800万ほど増額したことに起因しております。2項の手数料は窓口の各種手数料が107万円ほど減収となっております。なお、住宅使用料の収入については、その細部について私の説明の終了後に、建設課長が補足説明する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

21ページ、ごらんください。

13款の国庫支出金でございます。特定財源でございますので、事業の導入いかんによりまして毎年度収入額に大きな差異がございます。まず、各項ごとの収入済み額の対前年比較につ

いて申し上げます。1項の国庫負担金、対前年プラス129.7%。

23ページをごらんください。

2項の国庫補助金、対前年三角82.8%。

25ページをごらんください。

3項委託金、対前年三角3.5%。国庫負担金の増額要因は、災害復旧費の国庫負担金について、15億9,300万ほど大幅な増収が影響しております。一方、国庫補助金の減額要因は、東日本大震災の復興交付金が、39億6,300万円ほど減収となっておりますのが影響いたしております。国庫支出金の全体の収納率は66.2%でございましたが、1項の国庫負担金の収納率は76.9%。2項国庫補助金の収納率は44.5%。3項委託金は収納率100%でございました。国庫負担金の収納率が50%に満たない理由については、公共土木施設災害復旧費補助金、文教施設、つまり生涯学習センターの災害復旧費の補助金が調定をいたしましたが、いずれも繰越事業の財源として平成30年度へ明許繰越したことが起因となっております。

27ページをごらんください。

続いて、14款県支出金の各項ごとの収入済み額の対前年度比較について申し上げます。

1項県負担金、対前年三角29.9%。2項県補助金、対前年三角39.8%。

31ページ、ごらんください。

3項委託金、対前年プラス297.0%。県負担金の減額要因は、前年度は計上になりました土木費負担金が全てなくなりました。いわゆる皆減となったために1億2,470万円ほど減収となっております。県補助金については、各補助金が軒並み減収となっていることによります。委託金が増額した要因は、各種選挙の委託金、そのほか、公費の委託金、土木費委託金において宮城県からの河川工事の委託金が増加したことが要因となっております。また、各項ごとの収納率、1項の県負担金は100%、2項県補助金79.9%、3項委託金は74.5%の収納率でありました。

次に移ります。35ページごらんください。

15款財産収入でございます。全体では、対前年三角14.0%ですが、1項財産運用収入では防集団地を含む土地の貸付収入が前年より1,500万ほど増加している関係から、対前年プラス48.1%となっております。一方、2項財産売払収入ではサケ稚魚の売払代金が180万円ほど前年度より減収となっておりますので、対前年三角17.2%となっております。財産収入の全体の収納率は99.9%と、ほぼ100%でございます。

37ページ、ごらんください。

16款寄附金でございます。収納率は100%。全体の収入済み額は対前年プラス1.8%で、金額的にはほぼ前年並みでございました。内容を見ますと、ふるさと納税が前年より160万円ほどふえる一方、震災復興寄附金は3,490万円ほど減額いたしております。新たに、平成29年度は沖縄D F S から志津川保育所新築の財源として1億円ほど充用いたしております。なお、4目教育費寄附金、これに予算額2,000万円計上してありますが、未調定に終わっております。シンガポール赤十字からの寄附金となりますが、収納時期が確定できないために未調定としたものであります。この寄附金については、平成30年度に収納する予定でございます。

17款繰入金につきましては、収納率は100%でございます。全体の収入済み額は対前年三角56.9%でございました。財政調整基金を除きまして、特定の事業に充てるため各種基金からの繰り入れを行っております。各種基金の動きについては、決算附表の2ページから4ページに基金の調べが添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

41ページ、ごらんください。

18款繰越金でございます。収納率は100%です。全体の収入済み額は対前年プラス21%でございましたが、いわゆる純繰越金は対前年比プラス34.6%、明許繰越金はプラス62.2%で決算しております。事故繰越金については、前年度9億7,576万円ありましたので、今年度は三角で90.4%となりました、

次に、19款諸収入でございます。全体の収納率は96.2%、対前年三角33.9%で決算いたしました。各項ごとの対前年比較について申し上げますと、1項延滞金加算金及び過料、対前年三角62.4%。2項町預金利子、対前年三角73.7%。3項貸付金元利収入、対前年プラス2.7%。4項の雑入、対前年三角40.5%。4項雑入の減収要因については44ページ中段、民生費雑入の中の応急仮設住宅共同施設維持管理費等補助金が約4,000万円の減となります。また、農林水産業費雑入で、水尻川のふ化場の物件補償費として約1億6,000万円の減。あわせて、教育費雑入で、前年度計上いたしておりました地域公共スポーツ施設整備助成金4,600万ほど皆減いたしましたことが影響しております。

最後、45ページをごらんください。

20款町債でございます。全体の収納率は82.2%でございました。収入未済額3億6,970万円につきましては、明許繰越及び事故繰越予算に対する30年度の未収入特定財源となります。また、町債のうち、2目衛生債1節、廃棄物処理事業債4,820万円、47ページの4目商工費1節観光振興事業債3,250万円は過疎債でございます。そのほか、1目民生債のうち災害援護資金貸付事業債、これは宮城県からの借り入れでございます。したがいまして、9目臨時財政

対策債、これを除きますとそのほかは全て借りかえも含みまして合併特例債となります。

以上、長きにわたりまして説明しましたが、歳入の細部説明とさせていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

それでは、住宅使用料について補足をさせていただきたいと思います。

昨年度、住宅使用料に関しましては不適切な事務処理がございました、入居者の皆様、関係者の皆様に大変なご心配とご迷惑をおかけいたしました。改めておわびを申し上げたいと思います。

さて、29年度の住宅使用料でございますけれども、昨年度家賃未請求などの不適切な事務処理が判明し、家賃の再算定を行っているところでございます。年度途中でありましたが、家賃の見直しを行い、適正な家賃の納付をお願いしてございます。

このため、現年度家賃並びに滞納家賃の確定に時間を要したことから、家賃徴収を委託しております宮城県住宅管理公社から納入された金額を、調定額として処理をしておりました。

これにつきましては、平成30年度の会計において全て清算する予定で事務を進めているところでございます。

決算書の19ページ、20ページをごらんになっていただきたいと思います。

19ページ下段の3目土木使用料2節住宅使用料及び3節住宅駐車場使用料でございます。調定額と収入額がそれぞれ同額となってございまして、未済額がゼロ円と記載をされているところでございます。これについては、先ほど申し上げた理由が主でございまして、これまでの家賃納入状況を決算附表に記載をしてございますので、恐れ入りますが、123ページをお開き願いたいと思います。

123ページ下段の表が最終的な精算をした結果でございます。本来であれば、この数字が決算書に載ることが本来でございますが、大変不祥事の後でございますので、今回の決算書はイレギュラーな状況となってございます。改めて読み上げさせていただきます。

住宅使用料につきましては、現年度分の調定額、本来であれば調定額とするものが9,969万3,500円でございます。それに対して収入が9,599万6,400円、収入未済額が369万7,100円、収納率が96.3%でございます。

一方、滞納部分でございますけれども、滞納額は637万100円でございます。収入済額が272万7,100円となってございまして未収額につきましては358万円、収納率は43.2%となってございます。

駐車場につきましては、現年度分が1,053万2,500円、収入済額が1,019万9,100円、未収額が33万3,400円、収納率は96.8%でございます。滞納繰越分につきましては調定額とすべきものが29万6,100円、収入済額が17万9,200円、未収額が11万6,900円でございます。収納率は記載のとおり60.5%となってございます。

このうち、家賃の請求のおくれた部分でございますけれども、対象となる世帯が265世帯でございます。このうち、全て完納された世帯が227世帯となってございます。一部完納が32世帯、全く納入しなかった世帯が6世帯でございます。265世帯の家賃総額は3,726万700円でございます。これに対して収納済額が3,463万7,800円となってございまして、262万2,900円が滞納となってございます。収納率は92.96%でございます。このうち、一部納入された方、32世帯につきまして、滞納額は166万4,100円、1世帯当たり5万2,000円でございます。一方、全く納入されなかった6世帯の総額は95万8,800円となってございまして、1世帯当たり15万9,800円でございます。

一方、駐車場につきましては未請求世帯にかかるものにつきましては、24万6,200円となってございます。このうち、7月末現在でございますけれども、家賃につきまして現年度、それから前年度分含めて727万7,100円の滞納となってございますが、このうち120万3,000円が納付されてございます。きょう現在、7月末現在でございますけれども、607万4,100円の滞納となってございます。駐車場につきましては総額で45万300円の滞納となってございますが、このうち7月末までに7万500円の納入がございました。よって、7月末現在の滞納額は37万9,800円でございます。滞納額につきましては、今後とも納入されるよう努めてまいりたいと考えてございます。

大変、1年余りにわたって皆様方に大変なご心配おかけしました。改めて重ね重ねおわび申し上げ、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） ここで会計管理者から訂正の要請がありましたので、説明させます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） 先ほど、地方交付税の説明の中の普通交付税につきまして、今後の収納見込みを誤って右肩上がりと説明してしまいました。右肩下がりとなるという見込みでございます。訂正しておわび申し上げます。

○委員長（村岡賢一君） 会計管理者の細部説明が終わりましたので、これより歳入の質疑に入ります。質疑は、款ごとに区切って行います。なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。ございませんか。

脱衣を許可します。5番後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 おはようございます。町税についてということでございますので、全般的なことについて1点お伺いしたいなと思います。

細部説明の中で、ピーク時の町税全体の徴収金額が、ピーク時の平成19年度のときの97%まで回復してきたという言い方をして、結構かなと思うんですけれども、復興事業自体はだんだんと収束のほうに向かっていっており、町内の建設業を始めとする業者の皆さんから来る法人税というものは、多少減額傾向にもあるのかなと思う中で、町税全体としての額が震災前の状況に戻りつつあるということは、どういったところに要因があるとお考えなのか所見を聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 会計管理者、町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 全体ということでよろしいでしょうか。個別に。

ちょっと長くなりますけれども、全体から細かくお話しさせていただきたいと思います。

震災前の比較で一番大きかった19年という話だったんですけども、直前の22年度と比較しますと22年度の調定額が10億7,685万円でございました。これと比較しますと、2億6,100万円ほどの16.6%減で、まだ到達はしてございませんけれども、収入済額で比較いたしますと収入済額の12億9,945万円と比較しますと、970万円ほど0.75%ほど上回ってほぼ同水準となってございます。

個別に見ていきますと、最初は13、14ページ、事項別明細書のところでお話しますが、個人町民税の平成29年現年分の調定額4億7,000万円は、前年との比較で3,500万円ほど、8%ふえてございます。法人町民税につきましては、現年分の調定額1億1,600万円ほどですが、これとの比較で1,900万円ほど、14%ほど減となりました。それから、固定資産税の現年分の調定額は5億5,900万円ほどで、前年比で2,900万円ほど、5.5%ほど増となっております。軽自動車税につきましては4,500万円ほど139万、3%ほど増であります。たばこ税は現年分1億700万円ほどで890万円ほど、7.7%減となってございます。入湯税の現年分は517万円ということで、これは29万、5.5%の減となっております。

個別に見ていきますと、附表の49ページからのを参考にしていただきたいんですけども、個人住民税につきましては所得割の納税義務者数は前年比で350人、6.8%ほどふえてございます。課税標準額についても3,300万円ほど、8%ほど増となってございます。復興関連企業への従業者数の所得がふえたと考えておりますけれども、町全体での合計所得金額につきま

しては年々減少傾向ということでございます。

なお、資料にはございませんけれども、分離の長期譲渡所得につきましては平成26年度で30億円ほどあったんですけれども、29年度につきましては3億円ということで、10分の1くらいに減っているということで、公共事業の買収等買い取りが減っているのかなと見ております。

それから、法人なんですけれども、税割は前年同期から1,700万円、17%ほど減となっております。震災復興関連企業の業績が下向きになってきていることと思われます。法人の設立解散等につきましては、設立開設が12社、廃止が8社、休業1社、解散4社となっております。法人の分類では、単独が264社、市内分割が11社、町外法人が101社で合計376社となってございます。

法人税収の減額につきましては、決算時期が違いますので、一律ではございませんけれども、軒並み減額となっています。変動の大きな業種といたしましては、増額はサービス業のみで、あとは減額でございます。建設、卸についても減額になってございます。

法人の規模別に見てみると、町の15%を占める3号法人。3号法人といいますのは、資本金が1,000万円から1億円で社員数が50人を超えて均等割が13万の会社でございますけれども、58社で1,170万円の減となっております。次いで、4号法人、7社で730万円ほど。4号法人は、資本金が1億から10億円で社員数が50人未満の会社で均等割15万円でございます。7号法人は均等割41万という大手の会社なんですけれども、この4社だけで270万円ほどの減となっています。税額が増額したのは、1号法人、均等割5万の270社で330万円ほどの増となってございます。

固定資産税の詳細につきましては、土地につきましては全体で調定額で22年度と比較しますと、82%ほどになってございます。平成22年は6億8,000万円ほどの調定額だったんですけれども、29年度で5億5,000万円ということで82%ほどでございます。このうち、土地につきましては、60%ほどでございます。22年は2億1,000万円ほどだったんですが、29年度で1億1,600万円ほどになってございます。家屋につきましては77%ほどでございます。22年の3億8,700万円から2億5,000万円ほどになってございます。償却資産につきましては254%、平成22年の8,400万円から29年は1億8,700万円ほどになってございます。

課税標準額で比較しますと、全体で22年比較で103.7%ということで、課税標準額としては上回っております。このうち、土地については63%ほど、22年の課税標準額が148億だったんですが、これが93億くらいになっています。家屋につきましては95.7%ということで、平成

22年は276億、約3,000万だったんですが、29年度につきましては264億5,000万円ほどになってございます。償却につきましては216%で、平成22年は73億から平成29年は158億ということになってございます。

家屋につきましては95%まで回復しているということなんですけれども、全体的に見てみますと土地については減免、あるいは償却資産については減免等がございますので、課税標準額的には上回っているんですけれども、その分減価されているということで追いついてないという状況でございます。

あと、その他の分については額が小さいので、以上とします。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 るるご説明をいただきました。今、一遍に数字を幾つ言われたのか、メモも追いつかないぐらいですけれども、傍聴に若い方もいらっしゃっていますので、数字を羅列していただく、根拠として示していただくことは大切だと思いますので、今法人割のこととか法人の状況、数、解散、休業、いろいろあるということもありましたし、家屋についてもご説明いただきましたが、町税全体を見渡したときに、町民の感覚、肌感覚としては事業を行っている、営んでいる皆さんからすると、そろそろ景気、いわゆる復興特需のようなものが終わりつつあるという中で、町税全体としてはある程度底上げが図られているということの、一番の要因は何だろうかということを、端的に示していただく必要があるかなと思います。

個人町民税に関して言えば、マックスであるということであれば、復興からそれぞれの家庭でお仕事をされている皆さんが、事業をしっかり堅調に行えるような状況が調って、その結果納めていただける町税がふえたということなのか。もしくは、一時的に減免があったものが復活したので、一気にどっと今しげ寄せが来たということなのか、そのタイミングなのかということをお伺いしたいなと思いますが、どうでしょう、端的に説明するのが難しければ結構ですけれども、できる限りでお答えいただければと思いますけれども、いかがですか。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 個人住民税に関しましては、所得割を支払う方が8%ほど前年からふえていますので、所得的には幅広く先ほど人数ふえたという話ししているので、その辺で増収はしていると思うんですけれども、全体的に見ますとそろそろピークなのかなというふうに感じてはいるところでございます。法人につきましても下がっておりますので、これから下がっていくのかなというポイントに来ているのかなという感じはいたします。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 その状況が決算から見てとれるということでございました。それについて町民の所得を上げる政策というのが、ここで一朝一夕で論じられるものではないと思いますけれども、それにかかってくるのはもう一つ収納率ということだと思います。震災以降、特に頑張って徴収に当たっていただいて、収納率はいずれも高い数字を保ってきているのかなと思いますが、なお一層努力が必要だと感じているか、今まま、現状のまましっかりと取り組んでいきたいという考えなのか。どちらなのかお伺いしたいと思います。

町税に関しては、この額が震災前と比べて比較してどの程度なのかということが、復興のバロメーターであるという言葉を、以前の議会で何度も聞きました。そのバロメーターとして示されているこの町税の数字を見て、ここがピークと、そろそろ町の財政規模、町税の規模というのは、縮小にかかっていくのかもしないということなのであれば、収納率も含めてどういう対応が必要だとお考えなのかお伺いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 収納率、先ほど管理者から説明あったんですけども、99.5%ということで県内一、二の収納率でございます。収入未済というか、不納欠損している方が59万ということで、率にすると0.05%ぐらいしかないということなので、もうこれ以上高めるというのはほぼ限界かなと感じています。

ちなみに、平成22年度の収納未済額は1億5,900万円ほどでございました。そのときの収納率が82.3%ということから考えますと、かなり高くなっているのかなと感じているところでございます。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。7番及川幸子委員。

○及川幸子委員 おはようございます。及川です。

前者の質問で大体わかりましたけれども、まず高い収納率、99.5%ということは評価いたします。その中で、右肩下がりの滞納繰越の分が、毎年度徴収率が下がっております。現年度分は何とか推移しているんですけども、滞納繰越の分が下がっているということは、皆さん現年度分に力を入れて徴収しているのかなというところが見受けられて、滞納繰越よりも現年分を徴収しようというところが、この決算書を見てうかがわれます。

そうした中で、軽自動車税、1件だと思うんですけども、8,200円、不納欠損額出ていますけれども、これは8,200円ということは軽自動車1台分となりますけれども、これはどのような理由で不納欠損になったのか。いつからこれが出ていたものなのか。

その辺が1点と、固定資産税の不納欠損額も36万1,300円と出ています。この固定資産税も震災後建てた住宅なのか、以前からあったものなのか、その辺ご説明願います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 軽自動車税につきましては、2台分ということなんですけれども、執行停止後3年未満ということですので、詳細につきましては把握はして、今資料にございません。固定資産税につきましては執行停止3年未満が3件、24万円ほどでございます。それから消滅時効5年というのが2人分で12万円ほどになってございます。震災前か後かの分につきましては、把握してございません。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 把握していないということなんですけれども、下に行けばわかるんだろうと思いますけれども、軽自動車ですから、住所氏名があるわけですよね。そうすると、この2台分というのは、ここに住所がなくなつて連絡がとれなくて徴収不能になったのを不納欠損にするのか、その辺お伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） お待ちください。

ここで休憩をしたいと思います。

再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時19分 再開

○委員長（村岡賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1款町税、13ページ、14ページの質疑を続行いたします。及川幸子委員の質疑に対する答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 先ほど、不納欠損額についてご質問がございました。軽自動車税2台分の理由なんですけれども、生活保護で執行停止3年経過したということになります。固定資産税につきましては3年未満の部分につきましては生活保護が2件、処分する財産がなしというのが1件でございます。

不納欠損の理由なんですけれども、そこの説明をさせていただきたいと思うんですけれども、まず3種類、3カ分ございまして、法15条の7の第5項というのがございますが、これは即時消滅ということで滞納者の方が死亡した場合、処分する財産がないときには即時消滅という形で落とします。それから、同じく第4項ということで執行停止3年ということなん

ですけれども、生活困窮、処分する財産がないという場合に、今のような形で停止かけます。それから、消滅時効ということで18条になるんですけれども、5年間の時効が成立するという形になるんですけれども、せっかくですので、先ほどの滞納額が多いというお話がありましたので、滞納から不納欠損に至るまで若干お時間をかりて説明させていただきたいと思うんですけれども、滞納分が多いということで滞納分に力を入れてないのではないかというお話なんですけれども、結局力を入れますと滞納分2年分を納めるような形になりますので、現年分の収納に力を入れているというような状況でございます。滞納分につきましては、滞納管理システムというのに入っていますので、履歴管理、帳票管理、請求等は適切に行ってございまして、その上で滞納する方につきまして、まず財産調査を行います。金融機関の預貯金、勤務先の給与、生命保険、年金や関係市町村の照会等を行って、資力調査をまずもって把握します。資力があっても納付意思がない方については粘り強く交渉して、それでも納付されない方については財産を差し押さえします。昨年度につきましては、不動産の差し押さえはなかったんですけれども、先ほどの通帳とか給与については差し押さえ、107件ほど実施しております。総額で446万円ほどの配当がございました。

それから、インターネット公売。県に参加してインターネット公売、これは28年度にやったんですけども、それが入ってきたのが29年ということで動産1件、2万円ちょっとの配当がございました。それから、そういうことをやった上で資力があっても納付しない方についてはそういう厳しい対応をするんですけれども、納付しようとしても納付できない方、先ほどの財産がないとか収入がないといった方については、そういう形でやむなく不納欠損しているということでございます。29年度につきましては9人、27件で60万円弱という形になっていますけれども、調定額で0.05%ということでその辺につきましてはご理解いただきたいと考えているところでございます。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 この税の徵収というのはイタチごっこなんですよね。現年分にご努力されている様子がよくうかがわれますけれども、そのとおりなんですね。1年残してしまうとどんどんそれがたまっていきますから、その徵収方法は評価いたします。また、県からも収納対策班からもご協力いただいた時期もありました。そして、職員の人たちの努力もあって、現年分は高い数字になって県内トップクラスということで、それを評価できます。それを毎年維持していく、どんどん、おりるのがすぐ、ちょっと油断すると徵収率がおりますので、1番だからって安心しないで、それをどこまでもキープしていくっていう努力をずっと続けて

していただきたいと思います。

不納欠損、そういうものをしてしまったときには、そういうときとか不動産差し押さえ、ものの差し押さえした物件があった場合は、やはり1年間の差し押さえ物件、このぐらいということを広報にでも載せることも大事な、町民にそういうことをやっているよということを知らしめるのも一つの手法かなと思われます。皆、危機感を持つと思うんですよね。滞納するところいうふうに来るんだよ。赤紙でなくてもそういうものが来るからということを、町民皆さんで危機意識を持つ、滞納した場合の、そういうことも大事なんでないかなと思われますので、その辺も今後とも検討していただきて、いかにして未納を少なくして滞納繰越も徴収しなきゃならない、5年という話なんですかけれども、年に1回ぐらいの通知だと、それを見ないと忘れて、請求が来ないからいいんだという感覚でいる町民の人たちもおります。税金だけでなく、給食費、それからほかの保育料などもそうなんです。毎年督促が来ないからいいと思っていたって、そういう人たちも中におりますので、そういうことのないように、どんどん滞納すると厳しく罰せられますということを周知していくのも一つの手だと思いますので、そういうことを今後とも続けていただきたいと思いますけれども、もう一度ご答弁お願いします。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ただいま、広報等で告知してはどうかというお話ですかでも、滞納に至るまでには個別の案件、それぞれの事情がございますので、そこは丁寧に相談に乗っていきたいなと考えているところでございます。年1回の催告ということなんですかけれども、個別にはそれぞれ電話等で相談受け付け、しております。通知は1件ですかでも、その都度丁寧に対応させていただいているところであります。

それから、税収以外につきましては、庁舎内に徴収確保対策会議というのを設置しております。年に一、二度各課関係課寄って、どういった対策をしているかというのを相談しているところでございます。それらを通じまして、今後とも適正公平な課税に努めたいと考えているところでございます。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 千葉です。よろしくお願いします。

素朴な質問なんですが、とりあえず町の税収、震災前に近づいてきたというさっきの説明だと思います。気仙沼地区においても前の税収に近い形になったと新聞報道でも伝えていましたが、とりあえず住宅再建、事業所の再建、その分での法人税収とか固定資産税、個人住宅

の収入がこれまでにない部門でお金が入ってきている理由が、震災前の税収に近づいている要因と私は思っています。住宅の土地の整備も、住宅再建が住民の中で進んでいますが、その中で住宅建設に当たって、1年から5年の間を区切って減免される額があると思います。これが、2年、3年5年といったときに固定資産税は今後税収がふえていくのかなとは思うんですけども、その辺ちょっとわからないので教えてください。

あと、建設課長が賃金の間違い分でいろいろあったことを、重ね重ねおわびということを話していましたが、私の心配するのは、29年度に起こった事件と言うべき町の問題だと思います。そういった中で、その間違いを訂正するための職員が動いた部分の賃金関係、県の住宅公社に対するそちらの仕事が発生したことによっての、町からの何ていうんですかね、その問題解決のお金とか資金とか、動いたのか。あとは滞納者がいるということなんですが、滞納者に関しては今後滞納を回収するための町は活動していくとは思うんですが、たまってしまうとなかなか住民も払うのが厳しいとか、理由をやっぱり出すと思うんですよ。現実的に、例えば10万だったものが20万というとなかなか払えない。そういった滞納者への対策があれば教えてください。

あとは、出納管理者に説明を受けましたが、出納管理者、たしか2年ぐらい出納管理者でこの部署にいたとは思うんですが、震災から復興8年目を迎えてある程度大変な時期からお金の流れが町のほうには来ていると思うんですが、今後ピークを迎えたときにやはり税収も下がっていくのかなと、そのようなことを考えますが、今後10年目、10年以後の税収の見通し、その辺説明できる範囲でお願いします。

○委員長（村岡賢一君） ただいま、伸孝委員から住宅関係の質問がありましたが、それについては後で、項目が違いますので説明をさせます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ただいまの固定資産税の、今後ふえるのかというお話があったんですけども、固定資産税につきましては震災のほうで特例がございまして、4年間2分の1、その後3分の1を2年間で、6年間減免されるわけです。通常ですと2分の1、3年で終わりなんすけれども、そういった形で6年間なんですが、ありますので、震災以降に建てた、ばらばらに建っていますので、具体的にいつ終わりが来るかという部分はつかめない状況ですので、その辺は今後の動きにつきましては見えないところがございます。土地につきましては、震災で減免がかかっておりますので、減免の終期がいつになるのかというのがわかりませんので、全体的な見通しが今立てられないような状況でございます。

滞納の関係なんすけれども、どういう対策をしているかというお話なんすけれども、先

ほどお話ししましたとおり、たまると厳しくなる、どこのうちでもそうだと思うんですけれども、そうならないように現年分の徴収に力を入れているということで、現年分で小まめに差し押さえするような形になっています。それも、すぐに差し押さえするわけでございませんので、事情を勘案しながらということになりますので、個別の丁寧な対応をさせていただいているというところでございます。

それから、滞納につきましてはシステムで管理してございますので、その都度交渉記録も残しておりますので、納められる形で納付計画を立てていただくといった形で進めているところでございます。

それから、税収、ほぼピークになってきたのではないかということで、今後の見通しなんですけれども、いろいろな要素が左右することもございますし、来年消費税もございますので、どういった形になるのか、確実なところは見通せないという状況でございます。

○委員長（村岡賢一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 税務課長の説明だったんですが、滞納の部分というのは前者が聞いたことで大体わかっているんですが、委員長からも今災害公営住宅の件に関してはこの後でということなので、私が聞いた滞納というのは結局災害公営住宅の人たちの滞納というはどうなっているのかということを聞きました。

あとは、今説明された住宅の固定資産税、それはわかっているんですが、建てた時期から6年目まで、3年ということで軽減されている中で、今後その税収ってふえていくと思うんですよ、固定資産税に関しては。固定資産税の減免された分を国からの補助金か何か、そういったのはあるんでしょうか。

あと、今課長が説明した中で、こっちに建設現場として支店とか営業所とか立ち上げた人たちの法人税、これがすごく低いのにはびっくりしていたんですが、何十億円、何百億円の仕事をしてもあくまでも本店から国に税金が発生するということで、こっちに事業所を建てた会社のこっちに建てたことによる税収というのは、すごく低いもんだと思ったんですが、その辺というのは制度があってその中でもって税収、税金をお支払いいただく、そういった形なんでしょうか。わかりました。

とりあえず、今後固定資産税が順調に入っていくと固定資産税の税収、これ大きいと思うんですよ。意外と。今、2分の1、3分の1という形ですけれども、これが住宅建設が大体町の7割の住宅が倒壊してその後、その7割8割は住宅再建したと思うので、その数を考えていくと、今後の住宅の固定資産税、すごい大きいものになっていくのかなと。そして、税収

の減った分をその辺がカバーしていけば、もっと震災前の金額よりふえていくのかなという気もするんですが、先は見通せないということなので、大体おおむね住宅再建に関しては9割方終わっていると思うので、早い人たちでやっぱり26年たつと5年前には住宅再建なっていますので、そういう流れの経緯の中で、何年度に何件、何年度に何件ってある程度、課長、細い数字はいいんですけども、そういう流れが私はあると思うんです。だから、それを見通せないじゃなくて、今からでもそういう数字を中から割り出していくことで税収がプラスになっていくという方向性も、役場の中で管理していくことが必要なのかなと私は思います。ただ、固定資産税の推移、上がることによって間違いなく上がるのか。こっちに営業所を出した事業所の法人税が低いと、その辺私も、もうちょっと詳しく説明できるならお願いします。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まず、固定資産税なんですけども、確かに住宅は建てていますので、税収的には上がっていくんですけども、償却資産が大きいんです。償却資産の伸びが町内一気になくなつたものが一気にできたので、償却資産に係る税収が大きいんですけども、償却資産はほぼ5年で減価してしまいますので、今の震災で減免かかっている部分で5年たつてしまうとほぼなくなつてしまうのかなと、相殺するとほぼなくなつてしまうのかなと感じているところでございます。

法人につきましては、従業員数割というのがございまして、こちらに従業員数が少ないとそれに見合った税収しか入らないというところでございます。

以上です。よろしいですか。

○委員長（村岡賢一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 町の財源として貴重な税収、税金ですので、全てのことにこの辺記載してあります、なかなか私1年生議員として難しいものがありますので、それにたけた役場職員、担当課長の皆さんのが努力が税収拡大につながっていくのかなと思いますので、住民のことを考えた町の税収拡大に向けて、今後努力してほしいと思います。

終わります。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。1点だけ伺いたいと思います。

13ページの入湯税について伺いたいと思います。第1点目ですけども、平成20年に750万円あったやつが、いよいよ500万円を切って400万円台になりました。年々減っている要因な

んですけれども、どのように見ているのか。附表によりますと、昨年度より泊りが1万減つて、日帰りが5,000円ふえている、そういう附表にありますけれども、それらそのまま答えていただると幼稚園の答弁みたいになりますので、そのほかの要因でどのような感じを見ているのか。それが1点。

2点目は入湯税、目的税ですので、消防、観光等、いろいろあるみたいですが、その使い道というか、どのような事業に使ったのか伺いたいと思います。

最後、暫定的になっている税率の見直しは、今後検討していくのかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 入湯税につきましては、やはり震災以降復興関連の需要があつたということで、宿泊が多かったのではないかと感じているところでございます。

それから、税率の見直しにつきましては、国で決めるものですので、なかなか町で独自の部分は設定できないと（「（聴取不能）」の声あり）入湯税の税率につきましては、当分の間ということですので、それがいつになるかちょっとお答えできません。当分の間ということでございます。

○委員長（村岡賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、入湯税の目的税ということで、その使用状況ということでございますが、現状、入湯税で徴収させていただきました金額につきましては、全て観光振興等基金に積み立てをさせていただいております。今後、観光の振興のための拠点整備等考えられますので、そういったところに用いていきたいと考えてございますので、現状は積み立てを行っているという状況でございます。

それから、入湯税の本則の分から減額している分につきましては、私の記憶ですと入湯税を徴収していただいている事業所さんが全館利用が可能になった時点で、そういう方向にすると、たしか記憶してございますので、そういう状況が見えてきたころに改めて検討されるのかなと考えてございます。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 年々減っている要因として、課長、復興当時の多かったやつが落ちついてきたというあれなんですけれども、確かにそうなのかもしれませんけれども、そのほかの要因としては例えば私思うにはいろいろ道路事情、その他、あると思うんですけども、その点もう一度だけ伺いたいと思います。

使い道なんですけれども、課長言われたように基金に積み立てる。これ、私ライフサイクルじゃなくてワークみたいに聞いているので、以前の答弁もそのようなことだったと記憶しています。そこで、例えば税率等見直して滞在型の何ですか、魅力を持たせるような例えば町として連泊してでも泊まりたい、そういう観光、何ていうんですか、施策っていうか、使っていけないのかどうか、そういうことが考えられないのかどうか。現在ですと140万来ても、ほとんど商店街中心に日帰りみたいな形になっているので、そのところを見直していくと税率も多分見直せる可能性が出てくるんじゃないかと思いますので、そのところをもう一度だけ伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 落ちている要因ということで、細かなところまでは把握していないんですけども、約5%ずつおりているということで、道路事情が悪いのかなとも考えているところでございます。震災復興がなし遂げられた後には大いに入込客がふえることを期待するところでございます。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 私から、個人町民税についてお伺いしたいと思います。

南三陸町の人口、1万3,000数百人ということですけれども、実際は1万3,000人もいないんじゃないかなということも耳にします。でも、実際南三陸町にほかの市町村から引っ越しをしてきたにもかかわらず転入届を出していない人とか、中にはそれなりにいらっしゃると思います。逆に言えば、南三陸町から他の市町村に行っても転出届を出していないという人がいるかと思います。これは、転入、転出届というのは法的な拘束力がないし、罰則規定もないということだと思っているんですけども、実際個人町民税、収税はしているんでしょうが、人口がちょっと母数が曖昧な部分もあるんだろうなと思っています。

私も実は移住者の一人ですけれども、やはりちょっと手續が煩雑だったというのを、転入届を出そうと思ったら前の市町村の転出届を持ってきてほしいとか、そういったちょっと面倒なこともあったので、そもそもそういう煩雑な作業なので、そういう転入転出の手續を怠っている人がいるというのと、そもそもそういう手續をする必要があるというのを知らない人もいるかと思います。

ですから、この辺、どうなんでしょう。実際の人口というか、どれぐらいの誤差がここで母数の誤差があるのか。大体でいいですけれども、教えていただきたいのが一つと、引っ越しをしてきた人、それなりに電力、ガス、水道ですね、そういう手續をしないと生活ができる

ないわけですから、でも電力、ガス、このあたりは民間企業なので余り個人情報のやりとりは難しいと思いますけれども、役場では水道事業はやっているので、水道事業と町民税務課とが連携して水道事業に、水道開栓の申請があった際に何かマイナンバーのチェックであるとか、住民票の写しでも家から持ってきてちょうどいと……。

○委員長（村岡賢一君） 倉橋委員、あの町民税に関しての質問にお願いしたいと思います。

○倉橋誠司委員 はい。

では、個人町民税の収税を、より正確にするような施策をしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 分母のお話で、どれぐらいの人口かというお話だったんですけども、ちょっと今手元に資料あるんですけれども、なかなか見つけられないんであれなんですけれども、転入転出届を出さない方もいらっしゃいますが、出稼ぎに来ている人もいらっしゃいますので、いろいろな事情があると思うんですけれども、給料の方につきましては給料の支払い報告書というのが町のほうに、住所地に届くようになってますので、そこで生活の実態があるかどうか、居住の状況の調査を市町村間で行ってございまして、町税法に基づいてどちらに市町村で課税するのかというのを、双方で確認して適正に課税しているというところでございますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

マイナンバーの話をされたんですけども、水道から把握ということではなくて、そういう形で、市町村、自治体間でどちらで課税するかというのを協議しながら進めているということになります。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、1款町税の質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税から8款地方特例交付金まで、13ページから18ページまでの質疑を行います。

ここでお詫びをいたします。失礼しました。

それでは質疑を行います。ございませんか。なしという声がありますが、よろしいですか。

及川幸子委員。

○及川幸子委員 15ページの株式譲渡所得割交付金、これで補正額を、当初予算額320万円っていました。補正でおろしています。実際は、その予算額に等しい額が収入として入ってきました。この要因は何だったのか。減額補正しながらも入ってきているという、この要因を

お聞かせください。

○委員長（村岡賢一君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） 株式の取引の関係でございますので、一自治体の担当者がなかなか意見ですか感想を述べることは難しいと思うんですけれども、いわゆる上場株式の譲渡益の収入が全体的に、国全体を含めて少なかったということが大きな要素なんだろうなと思います。あくまで、町へ交付される部分については県民税分として収入されたいわゆる譲渡所得益の5%相当分の、所得割の5分の3だけが市町村に交付されるわけでございますので、分母となる譲渡益の収入が国県を通じて少なかったのが要因だと考えます。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 15ページ、消費税について伺いたいんですけれども。

来年度から見直すというか、なる予定で、町の変わることというか準備というか、そういう見た見通しというか、そういうことがあつたら教えていただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） どなたですか。消費税。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） 質問の中身、よくわからないんですけども、現在の地方消費税、国税の消費税率が合わせて8.0でございますよね。国分が6.3、地方消費税が1.7、合わせて8.0ですが、これが来年10月1日から、のままだと国分が7.8、県分が2.2、合わせて10.0%に上がりますけれども、ふえる部分についてはいわゆる一般財源として使用というよりはそこに制限がございまして、社会保障経費に全て充てるという形になってございます。現在、5%から8%に上がった部分についても3%のそのような制度でございますので、これから国で新しく指針は出されると思いますけれども、増額部分については当然社会保障経費に充てるべき財源となります。

ただ、いずれにしても確かに税率が上がりますので、来年度以降消費税の交付金は当然ふえてくると考えております。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 10%になつたらそうなるというところはわかつたんですけども、もう1点、別の角度ですと上がる部分と上がらない部分、課税、よくそれが取り沙汰されていますけれども、食料品とかが云々、そういったところは決まってからじゃないとわからないのか。その対応の考え方というか、そういったものがありましたら、伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） 課税客体となる品目等、今恐らく最終調整していると

思うんですが、国、内閣も含めて総裁選で恐らく忙しいさなかでございますので、余り新聞紙上も消費税の増加部分については情報が入ってきておりませんので、私としても従前のままの情報でしかございませんので、それ以上新しい情報は今お伝えできる環境にはございません。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑を終わります。

ここで、昼食のための休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時07分 再開

○委員長（村岡賢一君） 再開いたします。

一般会計歳入の審査を続行いたします。

会計管理者から及川幸子委員に対して答弁補足がありますので、答弁させます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） 先ほど、5款の株式等譲渡割の交付金の関係で、正対した答弁でございませんでしたので、改めて補足して説明させていただきます。

及川委員からは、当初予算で320万円とて190万円ほど減額して、予算的には130万なんだが、最終的に調定額が330万円だったということで、補正する必要なかったんじゃないかなという観点でのご質問だったと思います。

財政当局では、今回3月の最終補正で減額しているんですけども、当然予算編成時は大体2月ぐらいのものですから、その段階で県市町村課等に譲与税ほかの動きもあるんですけども、収納見込みについて確認をすると思うんですけども、その段階で県の収納割合から応じて、当初予算までには恐らく到達しないだろうということで、3月の補正で130万円ぐらいまで減額したと思います。

ところが、実際に収納した金額については、これは3月1回の交付になりますので、3月27日にふたをあけてみたらば、実際は331万2,000円の収入があったということで、予算的にはもう既に調整する時期ではございませんでしたので、調定だけを増額して収納したという結果になった次第でございます。ご理解をお願いします。

○委員長（村岡賢一君） それでは、質疑に入ります。

9款地方交付税、17ページ、18ページの質疑を行います。ございませんか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 1つだけ。常々ちょっと心配しているのが、人口減少がある中で地方交付税、

普通交付税の分ですね。この部分の人口割による交付税があると思うんですが、結局人口割の交付税は住民サービスの根源となる町の財産だと思いますので、今後の推移というか、その辺をお聞きしたいと思います。とりあえず、震災前の普通交付税の額と今現在の普通交付税額はここに出てるんですが、震災あったことによってその交付税が緩和されて、通常の計算じゃなくて、震災があった自治体には特別な処置がされていると思うんですけれども、その辺お聞かせください。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 普通交付税の人口減少に伴う推移、今後の見通しということでございますが、機会があるたびにお答えをさせていただいております交付税の特例措置というのが実はありますとおり、5年に1回の国勢調査を行うたびに、人口の係数が変わって計算をされていくという仕組みになっているんですけれども、これが大幅に人口が減少したところに対して、激変緩和の特例措置がとられております。

当町は、震災によって29%という大きな変動、起きておりまして、交付税の人口急減の特例に該当しております。それによりまして段階的に減少を、段階的な形で縮小して交付を受けているという途中にありますとおり、そのために平成28年度、29年度ともに減少しております。

もう一つの特例措置が実は同時にありますとおり、それは実は合併した市町村に対する特例というものが一つございます。合併する以前には、それぞれに算定してそれぞれの市町村が受けた交付税というものがあって、これが1つに合わさった場合の算定方法と、てんでんこに計算した金額というものを照らしながら、一定程度期限を置きながら、一定程度というのを10年間段階的にそれを減らしていくという、平成29年度はまさにその終盤の特例を受けた形で普通交付税を受けたということになっております。

こういったそれぞれの特例があると、普通交付税については最も大きな人口減少の部分の大きな影響が出てくるわけですけれども、推移として今、29年度で32億5,000万円です。28年度が24億ほどありましたので、明らかにその分が減少しておりますと、減少幅的にはそれに近い金額が減少してきているということです。その後の国勢調査を踏まえて、その算定というものが行われますとおり、今申し上げられるのは、いわゆる28年度から5年の間の段階的な減少という算定の途中経過にあるということをご理解いただければと思います。

それから、震災による特例というお話をございましたが、震災復興特別交付税として別枠で震災の市町村に対しては、まさに復興予算として特別な交付税措置がなされているとご理解いただければよろしいかと思います。別枠でということで、それが29年度ですと300億余の、

失礼しました、30億でいいんだよね、平成29年度では30億4,000万円ほどの震災復興特別交付税を受けているということでございます。

○委員長（村岡賢一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 総務課長、詳しいところ、私もわからなかつたんですが、今の説明である程度わかりました。合併の時点でもって交付税の特例もあったと。そして今回震災によって特例もあったと。そして4年ごとの人口の推移に、5年、国勢調査ごと、5年ごとの国勢調査でもって金額が算定されると。わかりました。

しかし、なかなかこの制度がいつまで続くのかというのが一番問題であって、復興は10年ということなので、10年と思いました。そして、合併も10年ということはもう10年過ぎました。でも、合併による交付税の特例、そして震災によっての交付税の特例、この辺があるような話でしたが、それがいつまでどうのこうのというのは、国勢調査が終わることを考えていけば、例えば4年に1回でしたか、5年に1回としたら、例えば5年でいうと、15年スパンでもって基本的にこの制度がなくなっていくというような、5年、5年、3期終われば基本的には合併の特別交付税の制度がなくなるとか、あとは震災から15年たてば特例の震災復興の交付税がなくなるとか、そういった今後の状況なんでしょうか。そのへんわかる範囲でお願いします。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） ちょっと説明がわかりにくい部分があったのかもしれませんが、人口減少がどんと起きるとその数字をそのまま当てはめると、一気に交付税が落ちてしまう。これで市町村が急変で困らないように、その到達すべきところまでを1年ごとにそこに近づけていって、最終的には人口が減少したレベルで受けるところまでを、段階的に減らしていくという部分が特例の措置ですので、5年後には本来人口に合わせた金額での交付がなされると、ますご理解いただいてよろしいのかなと思います。その後というのにはまた新しい調査がありますので、そこで本来のまた新しい算定されますけれども、交付税制度そのものはほぼ安定した制度となっておりますので、それから先に何か大きな見えない不安という部分は制度的にはないんだろうと思います。

○委員長（村岡賢一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 新聞報道なんかでも、やはり震災によって人口が減ったことによって交付税が減るということは、住民サービスの低下につながるんじゃないかということで、どこの自治体でも住民が心配している要素の一つだと思います。それが、総務課長の話だと、極端には

人口減少があっても、そういった交付税が一気に減ることはなくて、人口減少に合わせていって住民生活が安定できるような形で、今後も交付税制度は算定とか、そういった見直しをかけて今後も交付税の支給がされるという、こういった内容でよろしいでしょうか。最後。よかつたらそれでいいです。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） おおむねおっしゃっているとおりのご理解でよろしいかと思いますが、いずれ震災の影響というのは人口の数字の上ではやはり急激に落ちましたけれども、この勢いでどんどん減っていくということではないんだろうと、やはり災害として亡くなられた数の部分が占める割合として大きい部分ありますので、この先、町の政策の中で人口減少を食いとめる努力も行ってまいりますので、その推移には沿った交付になっていくものと思います。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいまの説明でわかりましたけれども、人口減少、5年ごとの調査によって減れば、人口激減交付税というものが来るということなんですけれども、そこで当町はこれらの交付税と合わせて普通交付税でやっていきますけれども、32年以降はこういう震災復興特別交付金もなくなります。そうした場合、普通交付税と人口激減特別交付税、これとでやっていくにしても、大変ですね、依存度が、交付税の依存度が大きいんですけれども、それをカバーするために通常分といいますと、震災前に戻りますと80億前後の予算でした。それを、その仕事していく上に、交付税だけで足りない、税収ですね。税収を伸ばさなきゃならない。そういうための努力というものは今後どのように考えているのかお伺いいたします。

その辺、お伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 最後の税収を伸ばす努力という部分につきましては、交付税のご説明の中では私から詳しく申し上げることは難しいんですけれども、委員がおっしゃりたいいわゆる財源確保の必要という部分では、まさに非常に税収は大事なんだということは財政担当としても受けとめています。

その前の部分で、人口減少の特別交付税というご発言と聞きとめたんですけども、人口減少することによって、別枠で交付税を受けるというものの特別な制度はありませんで、ここにあります普通交付税、32億円の普通交付税そのものが、先ほど申し上げた人口が急激に減った自治体の普通交付税の算定の中で、特別扱いを受けている金額だという意味なんです

ね。急激にどんどん人口が減ったから、それに合わせて一気に普通交付税落としてしまえではなくて、国においては大幅に、一気に減った市町村に対しては結果的には低い算定に、最終的にはたどり着くんですが、そこを5年間段階的に減らしていきましょうという特例措置を受けて、普通交付税が今32億の金額になっているという意味です。

その下にある特別交付税というのは、またその市町村がそれぞれに特色がある政策、国の制度に合わせてとった、行った制度などに対して、制度やあるいは財政支出などで特別な財政事情がある場合において、別算定で交付されるもので、例えば病院の運営などをやっているところ、さらにそこで救急の医療を行っているなどという行為などに対しては、この特別交付税の中で支給されるということあります。具体的には、うちの町ですと1億2,000万円ほどが特別交付税として病院の分として来ております。

ちょっと、説明一緒にごっちゃにしちゃいましたけれども、救急病院の部分として設置しているところは、普通交付税の中でもさらに病院の経費、充当分として別枠でまた交付を受けております。合わせると2億超の財源が病院相当分として、国から交付税関連で頂戴していることになるわけですけれども、そういう意味で震災の部分等は普通交付税、特別交付税は別だということと、激変緩和の部分は別に交付税をもらうんではなくて、本来もらうべきものある程度急激な変化起きないように交付されているという意味ですので、よろしくお願いします。

○委員長（村岡賢一君） よろしいですか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 交付税、人口激減化は29%というのはなくて、普通交付税の中での算定になるという解釈でよろしいですね。

そうすると、戻りますけれども、今後この32年を過ぎますと震災特別交付金もなくなるわけですよね。交付税だけではもちろん足りませんので、財源確保というものに努力しなきゃならないんですけども、その辺まで考えているのかいないのか。今後が大変な、32年以降は財政難になる可能性もなきにしもあらずだと思いますけれども、その辺まで考えているのかどうかお伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 震災復興特別交付税の大きな役割は、復興事業をやる際に国の補助金をいただいて行うわけですけれども、残りの手出し部分がありますね。補助金との差で。残った部分を震災復興特別交付税で国が補填してくださって、結果的にはほぼ100%で復興事業ができるという構造だということを、まずご理解いただきたいと思い

ます。

その上で、震災復興事業が終わった年限以降、33年度以降は基本的には通常の事業を行っていく範囲ですので、普通交付税と特別交付税を有効に活用していくということでござります。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、9款地方交付税の質疑を終わります。

次に、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料まで17ページから22ページまでの質疑を行います。ありませんか。及川幸子委員。ちょっとお待ちください。（「使用料か」の声あり）ちょっとお待ちください。答弁漏れがございましたので。（「4番委員さんが町税のところで関連で質問したことについて」の声あり）先ほど千葉伸孝委員から町税のことで関連でありましたので、答弁をさせます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほど、4番委員さんから住宅使用料に関して質問がございましたので、答弁を保留しておりましたので、お答えをさせていただければと思います。

質問が3点ございました。未請求に関して後での人件費、それから住宅供給公社への委託料の増額、それぞれあったのかなかったのかという質問でございます。それから3点目が滞納している入居者への対応という3点だと思いました。

人件費につきましては、多分新たに人を雇用したという事実はございませんので、ふえたのは多分時間外を行ってございましたので、時間外手当の部分が多分通常の部分よりも増額したものと捉えてございます。ただ、人件費などにつきましては、当課では把握できておりませんので、そこはお答えできない部分でございますが、いずれ時間外手当の一定程度増額になったということでご理解いただければと思います。

それから住宅供給公社への委託料の増額でございますが、基本的にはございません。というのは、当初入居に関する家賃の計算については、町がすることになってございますので、新たな家賃の見直し、それに伴う再計算につきましては町で計算してございます。そもそも住宅供給公社には確認する資料を送っていなかったということでございますので、そもそも公社では仕事をしていませんので、新たな増額はなかったということでご理解お願いしたいと思います。

それから、滞納者への対応でございますけれども、これら未請求者に限らず年度末に770万円ほど滞納額になりましたけれども、そのうち260万円が今回未請求であった世帯の分でございますので、その多くがそれ以外の世帯が占めているということでございますので、これま

でどおり定期的な電話、自宅訪問を繰り返しながらやらせていただきたいと思ってござります。

なお、今月19日に特に長期間にわたっている5名の方については、役場でそれぞれ面談を行って今後の納付の要請をお願いをしたいと考えてございます。建設、町営住宅につきましては、我々町税職員ではございませんので、差し押さえとか資産の調査とかできる権限はございませんので、あくまでも要請を続けるということになるかと思います。

それと、今滞納の中を調べてはいるんですが、その中に実は生保の受給者がいらっしゃいます。それで、生活保護につきましては衣食住を基本的に保障しているということで、衣食については定額で支給をされていますが、住につきましてはおひとり世帯であれば3万5,000円以下で実費を支給を受けてございます。これを滞納するということは支給されている趣旨に反するということで、最悪の場合は支給停止になるということが考えられますので、いずれ県に代理収納をしていただきたいと考えてございます。いずれ、平成18年に制度が改正になりますて本人の承諾なしでそういう手続ができると変わってございますので、保健事務所のほうと、結構長期間にわたっている方といいますか、いずれ二、三ヶ月滞納しても支払いというのは大変になると思いますので、そういう方については手続をしながら、収納を確保していくかたいと考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 建設土木で建設課長から、先ほどの私の説明に関して質問に対して説明が来るのかと思ったんですけれども、今の時点で来ましたのでちょっと考えとか意見を述べさせていただきます。

先ほどの時間外でもって、役場職員が今回の家賃の間違いについての時間を使って、時間外手当で支給したと、これもやはり私は無駄な分だと思うので、この辺を町でもやはり真摯に厳粛に受けとめて、今後当たってほしいというのはミスのないように、余計な経費を充てないように町の仕事をやってほしいと、それが私の願いです。

県の住宅機構に関しては、町の仕事としてあっちには特別な仕事が発生しなかったので、あっちのほうに今回の問題に関しての余計な経費はかかるっていないと、それもわかりました。

あとは、災害公営住宅の家賃滞納者、やはり家庭によっていろいろな事情が私はあるのだと思います。そういう事情を踏まえて建設課がその未払い、滞納している方と話を進めていくて、またどんな方法で払えることもできるよみたいな、そういうアドバイス的な面も私は町でしていって、できるだけ被災して全てを失って災害公営住宅に入っている住民の方を

フォロー、補佐するような形でやはり町民はかかわっていくべきだと思います。

あとは生活保護の関係もあります。生活保護者、やはり生活の中で町の職員から見ても、一般から見ても、生活保護受けている方がこの生活はおかしいだろう、この支出はおかしいだろうということも言っていくべきだと思います。なぜかというと、今生活保護受けている方がこれをなくなったら困るんですよと、そういう形を説明していく必要が私はあると思います。私もかかわった人も、余りにも浪費ぐせがあつたりすると、やはり生活保護もらっているんだから最低限度の生活を保障するという国の制度なんだから、その辺をかみしめて生活保護をいただいて、やはり衣食住を確保してそれでもってできるだけお金を節約して、それで余った分で自分の好きなことをする、これが基本だと思いますので、滞納者に対しても、課長の話では、今度19日そういった説明会とか面接あると言いましたけれども、その辺って必要だと思います。

今後も含めて、今月滞納あっても次回もらったときに、そのお金でもってそれを何とか払っていくという方向に、生活保護の方には厳しく説明していくことも私は必要だと思いますので、その辺よろしく指導ですね、その辺お願いします。終わります。

○委員長（村岡賢一君） それでは、いいですか。それでは、及川幸子委員の質問を受けます。

どうぞ。及川幸子委員。

○及川幸子委員 11款分担金及び負担金の関係です。18ページです。

2節児童福祉費負担金、収入未済額33万450円、これが出ております。この内訳見ますと、過年度の分の保育所利用料とこども園の利用料が、合わせると12万円ほど出ております。このこども園なんか始まったばかりでこのぐらいの、4万3,000円ですか。このぐらいの未納が出ているということは、担当、税徴収側だけでは大変だと思います。このように、残る可能性が出てきますので、担当課と連携をして積み重ね、毎年積み重ねにならないように現年度同様に、これらを繰り越さない方法で回収方に努めていただきたいと思います。

それから、住宅料なんですけれども、先ほど予算書でなく説明書、この附表の説明書の中で説明されましたけれども、ちょうどこのかなりこれも毎年、26年度からの過年度の分も多く出されております。両方合わせると369万7,100円、29年度で、合わせると727万円という大きな数字が未納額となっております。これは、収納は住宅公社に委託しているかと思うんですけれども、その委託内容についてお伺いします。

どの程度の徴収を見込んで契約しているのか、その辺の契約内容ですね、お示し願います。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 未収分の扱いということでございました。委員おっしゃるとおりだと思いますので、今後とも意を用いてまいりたいと思います。一応、経過的に申しますと、今回の33万円ほど出ておりますけれども、今年度職員の努力によりまして、ほぼ納めていただくことが今現在できております。

○委員長（村岡賢一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 供給公社への家賃の徴収に関する見込みということでございますけれども、基本的には入居者全員の家賃を徴収することを基本としてございます。ただ、そのうち、当然一定数の未納が発生するということで督促状の発送、それから先ほど申したとおり電話の連絡とか共同でやらなきゃないですけれども、その部分は割合というよりもそこは全職員の供給公社側の職員の入件費を、各住宅の管理戸数で案分をされておりますので、具体的に未納対策としての入件費は幾らということは、具体には出ていないということでございまして、これまでの例を申しますと震災前からもそうなんですが、ほぼ滞納は全体の5から10%ございましたので、多分どこの自治体でも同じような数字になっていると思いますので、そういう経験値をもとに一定程度の人の割合を管理全体、宮城県内の全体の管理戸数で割っているという状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 委託契約には、何%まで徴収するということが含まれていないよと、入件費だけを充てるんだということの説明のようでした。しかし、こども園と保育料は努力して今年度は三十何万円かの滞納がなくなるっていう、その努力が必要だと思うんですよね。だから、全国、市町村、ほかの市町村もこのぐらいの滞納あるから、それは普通じゃないかっていう説明ですけれども、そうではないと思うんですよ。やはり、そこに徴収っていう委託している人たちに任せる限りは、これだけのことをしてもらわなきゃならないっていう1項でも入っていないんでしょうか。その契約書に。そうすると、このように毎年残っていくのかなと思われます。これを、徴収を可能な限りやっていく、そこに何らかの努力が発生していくと思うんです。そういうお考えに立たないでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 冒頭申し上げました入居者全員からの徴収を目指していると。ただ、その中でどうしても滞納が発生しますので、そこについてはいずれ目標は100でございますけれども、それに向かって仕事はしていることは間違いないです。その金額として幾らかと言われるとそこは入件費と、委託料の中の幾らという話はできないという、説明が悪かつ

たかもしれません、基本は滞納も含めて全て納付していただくということが目標でございます。

多分、他の県、他の自治体では、この滞納については生半可な知識ではなかなかそういう長期間にわたる滞納者には対応できないということで、別枠で弁護士等に委託をして徴収をしていただくという事例もあります。いずれ、先ほど申したとおり、我々には調査権もございませんし、ただお願いをするというだけのスタンスでございますので、いずれ最終的にはそういう対応も必要じゃないかと考えています。その場合は、当然成功報酬でございますので、領収いただいた部分の実績に合わせて委託料をお支払いするということになるかと思いますが、残念ながら公社との契約は成功報酬方式になってございませんので、数字を設けて何%超えたので幾らお支払いするとかいう契約ではございませんので、ただそう言いながらも契約の内容は、全ての家賃について収納を目指すという内容でございます。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 今の説明、納得はできないんですけれども、やはり税担当も保育料、保育所の担当も100%目指して努力する姿がこのパーセントにもあらわれてきていますけれども、公社にやって弁護士を頼むというのはよほどの数人だと思うんですよ、取れない人、今後。全てが弁護士を頼んでいるわけではないと思うんですよね。そこをどのように指導していくか。100%に向けて指導していくかがやはり担当課だと思うんですよ。徴収する人の指導に当たるのは。そこをそのままにしていくと、どんどんこれに重なっていくんです。そういう努力の跡が見えるような指導をしてくださいということですので、これからも惜しみない努力を希望いたします。終わります。

○委員長（村岡賢一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） してないわけではなくて、月に1回ずつ公社とは打ち合わせをしてそれぞれやらせていただいている。先ほど、弁護士と申し上げたのは、最悪の状態はそういうことも考えざるを得ないということで参考までに申し上げたところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 2点ほどお伺いさせていただきたいと思います。

19ページ、20ページにわたりまして3目商工費負担金というのがあります。そこでは田東山環境整備業務気仙沼市負担金というのがございまして、気仙沼市が10万円を負担しているということだと思うんですが、田東山、本当に南三陸町が誇る観光スポットということで、果

たしてこの10万円で足りるのかどうか。もっとふやしてもいいんじゃないかなぐらいに思つております。

5月のツツジのときはきれいなんですけれども、実は夏もいいし秋もきれいなんですね。冬なんか寒いんですけども、実は夜の田東山、行ってみると天の川が見えるんですよ。それくらい春夏秋冬四季を通じて観光スポットとして利用できる、そういう山だと私は認識しています。ですから、このあたり増額するようなお考えはないのかどうか。それをお伺いしたいのが1点目です。

それと次2点目が21ページ、22ページにわたりまして、3目衛生手数料の中でですね、中段ぐらいですけれども、犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料ですね。私も動物好きなほうなんですが、これから高齢者なんかも高齢者世帯ふえていくと思います。ですから、ペットのわんちゃんとか猫ちゃんとか、そういう動物に癒されるという方々も今後ふえていくかと思います。犬登録のシステムなんですけれども、これはどうなんですかね。マイクロチップを動物、犬に装着させるというやり方をして識別できるようになっているのかどうかですね。それと、どの程度何%ぐらい、100%の犬に何でいいですか、識別できるような予防接種は行われているのかどうかですね。割合、どれぐらいの接種率があるのか。教えていただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） まず、20ページになります。

田東山の環境整備業務の気仙沼市からの負担金の関係でございます。気仙沼市と南三陸町とちょうど境のあたりに田東山がありまして、この負担金として頂戴しますのは頂上付近のエリアにかかる整備分ということで、気仙沼市にご負担をいただいている分ということになります。田東山の多くの部分につきましてはツツジ園を含めまして南三陸町側にあるということもございますので、南三陸町のほうで周辺環境の整備も含めて予算を設けて、振興を図っているということでございますので、金額の多寡にかかわらず、これからもその辺は協力体制を持ちながら、田東山の誘客も含めて進めていきたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（村岡賢一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） ただいま、犬の登録と予防注射の関係のご質問がございました。初めに、まず登録につきましては現在537頭ということで、これは震災以降だんだん減少傾向ということになっています。理由となりますとちょうど死亡する犬が多うございまし

て、近年登録する以上に死亡する犬が少なくなって減少傾向ということになっています。

それから、マイクロチップということで犬の登録関係の部分ですが、当町におきましては集合注射ということで実施しております。法律上は各1年に1回予防注射を行うということなんですが、獣医の先生方が地元になかなか少ないということで、町が日程を設定しまして2日間にわたって会場を8カ所移動しながら、集合注射を実施しているという状況であります。チップの取りつけにつきましては、今後獣医師会とも十分協議しながら検討してまいりたいと考えております。

それから、予防注射の接種率なんですが、ここ数年間は85%程度ということあります。それでもし集合注射にどうしても来れないという方については、近隣の獣医師会の先生に直接行っていただきまして、注射をしたという証明書を持って窓口に来ていただければ、こちらで注射済票というのを交付するということあります。注射済票にかわるものが多分マイクロチップとかということで、今後その辺の進展が図られるような形になろうかと思います。

特に、今年度につきましては1次の集合注射にどうしても来れなかつた方に、また再度2次のご通知を差し上げましたら、やはり登録しているなんだけれども犬の体調が悪いとか、もしもくはもう亡くなつてという方がおりまして、大分死亡件数も前年度以上にふえているという傾向にあります。

以上です。

○委員長（村岡賢一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 田東山について詳細をご説明させていただきたいと思います。大分歌津の職員も議員さんも減ってきたものですから、これまでの経緯が大分薄れてきておりますので、私から説明をさせていただければと思います。

実は、先ほど商工観光課長が申したとおり、旧歌津町と旧本吉町の行政界が山頂付近を通つてございます。昔から行政界についてはさまざま問題がございまして、戦後、それが解決する一つの糸口として、頂上付近に実は両町の共有地がございます。それを、両町で組織しました田東山観光開発協議会で、共同で管理をしてきたわけでございますけれども、時代の変遷とともにその必要性がないということでその組織は既に解散をして、それぞれ合併をしたわけでございます。

ただ、いずれそこに気仙沼市と南三陸町の共有地があることは変わりなくて、そこを南三陸町だけが下刈りとか管理をするわけじゃないので、当然相応分の負担を気仙沼市に引き続き求めているという状況でございますので、わずか10万円でございますけれども、それはあく

まで共有地部分の面積と山頂付近の市有地の分を手入れという趣旨でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） よろしいですか。ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 大分聞かれてしまいまして。19ページ、今、建設課長、答弁あった田東山の観光開発と言ったんですけれども、10万円、これは管理の負担金ということでこれはわかつたんですけども、そこで伺いたいのは10万円、そういったやつに使うんでしょうけれども、あと観光課長、答弁あったように、誘客とかそういう答弁ありました。ちなみに、田東山近辺、誘客等に使ったお金というか昨年あたり幾らぐらい、事業というか施設その他であったのか伺いたいと思います。

第2点目なんですけれども、同じ19ページ、学校施設使用料、これは30万円近く出ていましたが、主な使用場所ってどこから使用料が上がったのか伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、歳出の説明にもなりますが、よろしいですか。簡単にご説明だけしますと、決算書136ページに観光施設の管理費という費目がございます。この中で、環境整備の委託料ということで、今あった下刈りとかそういった委託をする分と、29年度はトイレの修繕をしてございます。具体的には受水槽という水回りの仕組みをちょっと変更させていただいておりますので、そういった予算が29年度としては支出をしたということですございます。

○委員長（村岡賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 学校施設使用料でございますが、今現在いろいろな地域の団体、スポーツが中心となりますけれども、大体それが41団体ありますので、その方に年間使っていただいている、使用していただいている状況であります。失礼しました。これは学校施設の使用料条例によって体育館とか校庭も含まれております。各学校の学校施設になります。

お願いします。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 課長答弁あったトイレ等、それは私も覚えていたような気がするんですけども、前委員も質問したように、今後そういったトイレ設備初め、もう少し誘客というかなるような仕掛けというか、歌津の議員も少なくなったという課長の答弁もあったものですので、どういったことを考えられるのか。先ほど言った夜空とかいろいろ、私も一つ思うの

は、以前も、何年も、10年かよくわからないですけれども、田東湖の利用というのはできるのかどうか。例えば、石巻の川開きみたいに孫兵衛船じやないんですけれども、いかだとかサップでもいいんですけども、そういった競争のレースみたいなやつ。ただ、あそこのダムはそういったやつで使えば使えるのか、公的な規制とかあるのか、そういったところ、おわかりでしたら伺いたいと思います。

学校施設使用料に関してなんですけれども、課長答弁で41団体、体育館、校庭という答弁ありました。そこでお聞きしたいのは、校庭というのは昔の学校みたいに子供たち勝手に入つて遊べないような状況なのか。それとも許可があれば、特に土日、休みの日に、そのところどうなっているのかと、調理室なんかももし貸せるというか、開放できる状況になっていけるのか伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 田東湖のお話がありましたので、私からお話をさせていただきたいと思います。基本的には河川の一部となってございますので、個人のレベルで釣りをするとか、そういうレベルであれば特に許可は要らないものと思われます。ただ、何かの大会を催すとか、そういうことになれば施設もほとんどございませんので、安全を考えれば多分河川管理者との協議が必要になってくるんだろうし、それなりの安全施設の設置も必要になってくるんじゃないかなと思われます。

○委員長（村岡賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 先ほど、2番委員さんからもご質問ありました。風光明媚で、日中に限らず夜もロケーションがよくて、見晴らしがいいということでまさに登っていただくと海を見る風貌というのは、すばらしいものがあるなと私も感じております。最近ですと、委員にも以前にもご質問いただいておりますが、みちのく潮風トレイルとか、歩いてあそこを体験していただくような仕組みも進めております。それに伴いまして、山道とか若干ですが、年度を追いながら整備を進めているということでございますので、そういうところは今後しっかりと情報として発信をして魅力を広く広めていきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 学校施設使用料なんですけれども、主に体育館と校庭が条例で決まっていて利用ができるようになっております。校庭につきましては、特にスポーツ少年団、サッカー、野球であったり土日も含めて校庭を利用していただいている状況であります。

あと、子供たちの利用、普通に借りている団体が使っているときはどうなのかとはありますけれども、普通に子供たちが何も使っていない状況で遊ぶのに、侵入というか入っているのは特別問題ないのかと思います。

調理室については、大抵学校の校舎の中で調理室ってあります。今、町民の皆様に利用していただいているのは、校舎とまた別棟となっている体育館であったり校庭になっていて、そういう利用する際の鍵は各公民館等で借りてもらうような状況になっていますので、校舎に入れるという状況には、自由に入る、自由にというか、そういう利用には校舎はなっていないと思っております。

以上でございます。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 じゃあ、田東山のほうなんですけれども、観光課長じゃなくて建設課長の答弁あった個人レベルで遊べるということなんですけれども、そこで例えば釣りという答弁あつたんですが、そこで田東湖にはよく隣の登米市さんあたりである池に何か浮かべてへらか何かやっているんだと思うんですけれども、それを応用というか、パクるという表現はまたとめられるので応用して、例えばあそこにニジマスなりブラックバスはだめでしょうねけれども、魚いればいいんですけども、あえて放流して釣り場とか、そういうことはつくれるのかどうか。そのところを伺いたいと思います。

2点目、学校施設使用料なんですけれども、今後議場でもいろいろ言われているように、コミュニケーションスクールが導入されてきますので、なるべく学校を、むやみやたらというわけではないんですけども、開放していくというか、校庭なんか特に、例えば答弁だと、今だと侵入という形になるんでしょうから、何か事故があったら大変だという、安心、安全も確かに大切なんですけれども、より学校も開放する流れも一つの時代の流れじゃないかと思うので、そのところを伺っておきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ダム湖にニジマスの放流ができないかということでございますけれども、大変申しわけございませんが、伊里前川の在来魚種はヤマメとイワナでございます。ダム周辺にはヤマメ、払川の上流はイワナとすみ分かれておりますので、そこにそもそもいないニジマスを放流するのはいかがかと思います。

釣り場の整備でございますけれども、周辺は全て河川区域ということで県の管理下にございますので、施設をつくるとなると県の許可が必要かと思われます。

○委員長（村岡賢一君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 学校施設の地域社会に対する開放については、趣旨としては非常に大切だと思います。ただ、現段階で学校管理上の問題がございます。仮に、校舎内のある施設を貸した場合、当然その管理をするのは校長が職員に命じて勤務を命じなくちゃならないと、そういう問題もございますので、今後そういう管理上の問題などをクリアしていく検討していく必要も出てくるのかなと思います。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、13款国庫支出金及び14款県支出金、21ページから36ページまでの質疑を行います。質疑お願いします。ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、13款国庫支出金及び14款県支出金の質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は2時25分といたします。

午後2時06分 休憩

午後2時23分 再開

○委員長（村岡賢一君） 再開いたします。

一般会計歳入の審査を続行いたします。

次に、15款財産収入から20款町債まで、35ページから50ページまでの質疑を行います。質疑お願いします。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 この款はさまざま事業というか、こういった手数料、寄附金、還付金いろいろありますよというのがずらつとあるんですけれども、私から1点だけ。

38ページになるかと思いますが、寄附金の中で2目総務費寄附金の中でまち・ひと・しごと創生寄附金というのがございます。企業版ふるさと納税ということで附表で言えば45ページだと思いますけれども、28年度から比べますと大分減少したなという思いがございます。これは南三陸町を総合的に売り出していこうというときに、一つ力を入れて取り組んで創設して、そのお金をいただいた寄附を原資にさまざま事業を展開していこうということがあったかと思いますが、そのもとでとなる部分、先立つものが少なくなっているなと感じますので、率直な要因といいますか、営業活動さまざまされていると思いますが、どういった手応

えだったのか。

また決算ですので、次にどうするんだという話は置いておきまして、昨年度の取り組みとして十分だったかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君）　震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君）　企業版ふるさと納税についてご質問がございました。

この28年度の決算におきまして、企業版ふるさと納税1,580万円ほどをご寄附をいただきました。それに比べまして、平成29年度330万円ということでございまして1,000万円強減少しているという結果になってございます。

この要因といたしましては、ご寄附いただいた企業数そのものが減少したということは事実でございますが、中でも平成28年度、単独1社で1,000万円の寄附をいただいた企業がございましたが、結局28年度、なぜ1,500万円もいただけたかというと、その1社の1,000万円が非常にきいてきたというところでございまして、29年度につきましてはそのような多額のご寄附をいただけた企業がなかったというところが、大きな減少要因となっております。しかしながら、その影響を除きましても若干の減少となっていることは事実でございます。

昨年度、地方創生推進室におきましても企業版ふるさと納税をお願いすべく、東京、関東あたりに営業活動と言ってはあれですが、お願いに行きました。しかしながら、なかなかお話を聞いてくれる企業は数社あったわけですが、実際に会ってお話をすると少し事業の内容が思っていたものと違っていたなというご感想をいただくようなこともございまして、ちょっと実際の寄附をいただけるまでには至らなかつたというところでございます。

昨年度は、29年度の活動に対しただけたご寄附が29年度330万円ということでございますが、29年度いただける寄附を充当すべき事業の内容が、主に地域資源プラットフォームという団体を設立するための会議の経費であったり、開催経費が主でございましたので、なかなかそれに対して寄附を頂戴できるという説得力ある説明がなかなか難しかったというところは率直に認めてございます。

ただし、30年度におきましては、少し寄附をいただくべき事業も内容を伴ってまいりますので、今年度の営業活動と申しますか、そういったところに力を入れてまいれば、また少し回復の兆しが出てくるのではないかという展望も、一応は持ってございますので、30年度はまた気を引き締めて活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（村岡賢一君）　後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 なぜ、企業の皆さんのがこっちを向いてくれないのかということを分析したときに、今お答えいただきましたが、もうちょっと外的な要因というか、表面上のお話かなと思います、今のは。成果物もしくは成果として企業の方に応援いただくと南三陸町はこのように輝ける未来が待つておるのですということを、胸張って言えるかどうか、もつと言うと、俺がやるんです、私がやるんですけど、要は人の顔が見えるつき合いができるかどうかというところが、私は非常に大きい部分なんじゃないかと思います。

その場にいるわけでもないのに、偉そうに言っておりますけれども、企画書がどうだとか、こういう経費を使いますという細かなところよりも、担当の方であるとか企業の理念をとつかまえて、真に迫るPRができるかどうかというところにかかっているんじゃないかなと思います。

今のお話を聞いていますと、なかなかそういった取り組みをしたんだけれども、伝わらなかつたという情熱を、逆に調整監からの答弁からは感じられませんでしたので、しっかりと気を引き締めてとおっしゃっていましたが、引き締めるどころじゃなくて、何でしょう、心を入れかえて熱く向かっていっていただきたいと思います。

地域資源プラットフォームにはいろいろ期待もしておりますし、この町の、今企業理念という話を先ほど申し上げましたけれども、この町に生きている人たちがみんな持っている魂つて何だろうっていう話を、プラットフォームで磨きをかけて外に向かって発信していくということが、やりたいことなんだろうと聞いておりますので、あるならばもっとアグレッシブに向かっていっていただきたいと思いました。

28年度の状況と29年度の状況、取り組み自体は余り大きくは変わっていないんだろうと思います。それなのに、ご賛同いただける方のお金の問題じゃないと思うんですが、そういった会社も7社から4社に減っておりますし、賛同いただける方が減ってしまったというのは、やはりどこかに原因があるんだろうと思いますので、そこはもうちょっと真摯に受けとめていただいて30年度向かっていかないと、せっかく逆に今まで継続して減ってきてはいるけれども、それでも応援しますよという方に対しても、なかなかお示しがつかないのかなと思いますので、この場で申し上げておきたいと思いましたが、熱い答弁がありましたらお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 熱い答弁になるかどうかはちょっとわかりませんが、ご批判は重々、そのようなご批判が起こることはこの結果を見ればいたし方ないのかなとも感

じておりますし、企業版ふるさと納税が額として減ったということの責任が誰にあるのかと言われば、それは多分私にあるのだと思います。

ですので、30年度は先ほども申しましたとおり、気を引き締めて活動を行ってまいりたいという答弁でご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（村岡賢一君）ほかに。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 今度は企業版じゃなくて個人版なんですけれども、ふるさと納税寄附金ですね。きのう、野田総務大臣が何ていいますか、いろいろ報道、テレビでやっていましたすけれども、ちょっと不適正な例があると。ある自治体ではテレビであるとか家電製品、極端なことを言えば、ハワイへの航空券なども返礼品として出しているところがあると。それは私も、趣旨から大きくずれていると思います。

けさの河北新報3ページ目なんですけれども、実は宮城県のふるさと納税のことについて記事が載っていました、問題視された自治体が4つあると。そのうちの1つが南三陸町であると。私もその記事見て驚きました。以前お聞きしたときには、3割を超えていないというお話をだったので、その河北新報さんの記事もどうなのか、ちょっと腑に落ちないところはあるんです。町長のコメントも記事の中にあります、町長も3割は超えていないという認識でいらっしゃるようです。

このあたり、どういう事実関係だったのか、総務省からどういった指導が来たのかあるいは注意が来たのか。それに対して南三陸町としてはどういうふうに取り組もうとしているのか教えていただきたくお願いします。

○委員長（村岡賢一君）町長。

○町長（佐藤 仁君）最初に私から答弁させていただきますが、基本的にうちの町は総務省に指摘されるようなことは私はないと思っています。基本的には、うちの町で去年ふるさと納税を頂戴したのが2,720万円でした。返礼品に使ったお金、事務費も含めてです。11%にしかすぎません。なぜ、うちが指摘されたというのは実は1万円以下の返礼品が3,000円なんですよ。そうすると5,000円でも3,000円の返礼品になってくる。そうすると、ここだけとると60%なんですよ。ところが、全体考えると11%しか返礼していないんですよ。ですから、私は問題ないという認識でいます。

ところが、その一文だけ、そこだけ取り上げられると、ここ60%でしょうと言われば確かに60%なんですよ。私それが問題かと思っているんです。ただ、基本的には国として3割、

私3割という根拠もわかりません。どこから持ってきて3割が正しいかということについての根拠も、総務省は別段示してございませんので、ただ国がそうやって示したということについては、町としてもその辺は見直しをかけましょうということですが、いずれ私もふるさと納税というのは基本的には、倉橋委員もおっしゃったように、高額返礼品をやると、返礼品、これはふるさと納税の趣旨に合わないと私は思っております。基本的には地元の产品等を含めてそれなりの金額の返礼品というのが、ふるさと納税の普通の一般的な考え方だろうと思っておりますが、残念ながら内容精査もしないで、一部60%があるから南三陸町違うよねと言うんだけど、それは私は違うと思っている。

ですから、そういう意味ですが、基本的には何言ってもしようがないので、ただ1つ、何だっけ、クーポンの返礼品があるんです。これは明らかに金額が、パーセント高くなっています。したがいまして、これ含めて見直しをかけようということで、11月をめどにこの辺の見直しを全部やろうということにしてございます。

○委員長（村岡賢一君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 じゃあ、見直しですね。今、たしかAセット、Bセット、Cセットですか、3ランクぐらいあったかと思うんですが、それにDセットとかEセットとか、そういうのを加えたらどうなのかなと思いました。

返礼品、中身は大体水産加工品かなと理解しているんですけども、返礼品の組み合わせ、パッケージになっていると思うんですけども、それはどういう基準で、何でいいですか、品ぞろえというか、どういう基準で選定されているのか教えていただきたくお願いします。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 当町の返礼品につきましては、震災直後なかなか商店等が再開が滞っているということで、これという部分を、こういったものという形で、ある程度集約していただける業者さんにお願いをしていたと。町内の2つの業者です。今も隔月で、4月はA業者、5月はB業者という形で6カ月ずつ担当して、返礼品寄附額に応じた返礼品を返していただいたということでございます。

今回、先ほども町長が11月に見直すという部分につきましては、返礼品の割合に配慮しつつある程度、商工会さんであったり、観光協会さんであったり、もしかすると農協さん、漁協さんそういう生産者も含めて、幅広く寄附者の方々が選択肢を、ある程度広く選べるようなカタログギフト系のものに少し見直そうではないかということで、現在取り組みを始めているところでございます。

○委員長（村岡賢一君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 私も写真なんか見ましたけれども、やはり水産加工品に偏っているかなと。例えば、木工品なんかもいいのがありますし、それ以外もいろんなところで手づくりでつくられている商品もありますので、いろいろなバリエーションをとりそろえてやっていただいたら、納税していただく方々にも関心をさらに高めていただけるのかなと思いますので、その辺お願いして終わります。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 何点かお聞きします。簡単にいいのでお答えしてください。

ふるさと納税、この使い方は志翔学舎に、前前年が1,200万円、ことしが1,800万円。こういうふるさと納税が減少している中で、やはり総務課長がさっき答えてくれた志翔学舎への支援、この辺ってやはり今後大変になっていくのかなと思いますので、この辺お聞かせください。

あと、町長が今クーポン券という話をしましたが、商工会で多分発行している町内の商店で使えるクーポン券という意味合いだったと思うんですけれども、私も南三陸町を訪れた支援の受け皿としてそういう話を聞くんですが、やはり大阪の人たちに聞くとこのクーポン券はあり得ない、わざわざこっちまで来て旅費をかけて、いただいたクーポン券を使うということはあり得ないだろうという話もしていましたので、このクーポン券、見直しの方向でということで今後考えていくということで、これは当然のことかなと思います。その成果が出たか出なかつたかと言えば、私はそんなに効力が大きくはなかつたという分析をします。

そして、ふるさと納税、震災が発生してから、南三陸町は被災地でもう消滅した都市と言われるくらいのイメージが全国、全世界に伝わりました。その被災地の大変な南三陸町を助けていきたいという全国からの支援が、ふるさと納税だったと私は感じています。

そういう中で震災復興が進むにつれて、悪い言い方をすればもうふるさと納税はいいか、復興が進んできたしという考え方の方も、私はあると思います。それを考えれば減少していく私は当然と思います。いろいろな努力もこれまでしたけれども、結果的には減少している。これはやはりふるさと納税をしたいという人の、感情がそういった方向に向かっていると思います。

ですから、今後の考え方としては震災の伝承館を早くつくって、やはり3.11の現実をもう一度全国に発信することで、ふるさと納税も私はふえていくんじゃないかと思いますけれども、その辺、町長なり担当課の説明をお願いします。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 志翔学舎への支援という部分につきましては附表42ページに記載してございますが、全体の事業費のうちの1,300万円をふるさと納税から充当しているということで、今後におきましてもどのような推移になるかわかりませんが、いずれそういった志翔学舎、町の唯一ある高校の支援という部分では特徴的な部分でもございますので、引き続き支援は考えていきたいと思っています。

それと、クーポンの関係ですが、クーポンでの返礼がどれぐらいだったかの資料は持っていないんですが、仙台近郊の方はお土産あるいは食事、三陸道の効果もありましてうちのほうに入りやすくなつたということで、意外とその件ではかなりクーポンは出ていたという印象は持っております。今回の見直しの部分でも、クーポン1枚で2,500円という返礼の金額になっていますので、そこをもう少し小分けにするような形で検討するというふうに考えていきたいと思います。

それと、ふるさと納税の震災の風化という部分につきましては、ふるさと納税に関して震災の風化という部分は影響はないというわけじゃないんですが、余り私どもとしては思ってはございません。震災の風化の部分につきましては、別に震災復興寄附金というものがございます。そちらは顕著に出てきているという状況です。その資料も附表43ページにございますが、28年度と比べますと約4,000万円近くも減少しているということで、この部分につきましてはそういった一定の復旧復興が進んできただろうという話から、感じからそういった減少につながっていると。ただ、うちの町にボランティアも含めてですが、いろいろなかかわりを持った方々が、恐らくこれからもふるさと納税という形でご支援をいただけるものと。また、そういった情報も発信していかなければならないのかなと思っております。

○委員長（村岡賢一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 ふるさと納税ということを考えて、町の財源的なことを考えて今質問しました。

ただ、今企画課長の話だとやはりちょっと考え方が甘いんじゃないかなと。やはり仙台近郊ではクーポン券間違いなく使われていると、お土産買ったり、食事買ったりと。しかしながら、それは距離的に近い人たちが使えるから、来てそのクーポン券を使うことだと思います。ふるさと納税は全国的な展開をしているものですから、遠くの人たちがクーポン券、希望する、希望しないはあるかもしれないけれども、その辺が日本全体を考えた場合にふるさと納税を送りたいという人の数が、そこでも限られてくるんじゃないかなと思います。そういう

ったことも今後のクーポン券の新たな考え方に入組みながら、町ではふるさと納税の方、返礼品のあり方をぜひもう一度、今後を見据えた検討をお願いしたいと思います。

この辺、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君）企画課長。

○企画課長（及川 明君）委員のおっしゃりたい部分はわかりますけれども、あくまでも寄附者が選択する返礼でございますので、あるいはクーポンでという方も確かにいると思いますし、返礼品という町の特産物で選択する方もおりますので、そのバリエーションを広く持つて対応に当たりたいと思っております。

○委員長（村岡賢一君）ほかに。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 41ページ、19款3項3目2節42ページになりますけれども、災害援護資金貸付金元金収入とあります。調定額に対して収入未済額のほうが若干多いんですけども、これをどのように捉えておりますか。お伺いします。

○委員長（村岡賢一君）保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君）災害援護資金ということでございました。現在、災害援護資金については、まだいわゆる制度の中でいう返していただく期間が到来しているものではなくて、ご本人から計画的に返したいというご相談を受ける中で、計画によっていただいている分ということになりますので、計画の中で若干滞る場合もございますけれども、そういう中でももちろん、俗に言う前倒しで納めていただいているという状況です。

ですので、今後ともそういうしっかり返していきたいというお気持ちのある方ですのと、十分な相談をしながら返還を求めてまいりたいと考えております。

○委員長（村岡賢一君）菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 いつもやの、去年おととし、大分返還に困った方が貸したほうが悪いみたいな新聞記事があったので、私以前それを引用して質問した経緯がございます。返却期間がまだ来ていないということですけれども、それにしても一応調定額があるので、やみくもに調定額をつくったわけじゃないと思うので、その辺の根拠ですよね。

あとは、それじゃ人それぞれ資金を借り受けた時点が違うと思うので、一律じゃないと思うんですけども、あとどれくらいからそういう返却を始めていくのか。それで人数はどれくらいなのか。細いことになりますけれども、お願いします。

○委員長（村岡賢一君）保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君）まず、調定については先ほど申し上げましたとおり、ご本人か

ら返還計画書が出されておりますので、その計画書に基づいてじやあことしこれぐらいというのの積み上げというものになるかと思います。なかなか、計画どおりにいかなかつた部分も若干あるということです。

それから全体の数字ということになりますけれども、附表に載せておるんですけれども、ページが69ページでございます。

69ページ、ごらんいただきますと、貸付件数29年度末で140ということでございまして、現在3億9,000万円ほどの貸付決定がされておりまして、償還が1億500万円ということですのと、約3億円程度の現在貸付残が残っているということになります。

制度上で申し上げます返還が義務的に生じてまいりますのは、来年度あたりからそういうた義務的な返還が到来する方もいらっしゃいます。貸し付けの時点が違いますので、一律にこの日からということではないんですけれども、そういう状況でございます。

○委員長（村岡賢一君） よろしいですか。ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 44ページ、19諸収入の中の雑入から3節衛生費雑入で各種検診の個人払いの徴収金が入っています。昨年と比べまして300万円ほどの収入が多く入っているということは、検診を受けた方が多くなっております。その少なくなっているのが乳がん検診が若干少なくなって、あとは皆多くなっております。

そういう中で、昨年実績ですか。この中で検診をした結果どのような悪いところが出てきて、それを病気治療した方、さまざまあると思いますけれども、その辺の分析結果が出てきているのであれば、ご説明願います。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 検診のその後の医療とか、そういうものにどのように結びついたかということなんだろうと思いますけれども、端的に申しましてその後の、検診ですのと当然ながらある一定の件数については、例えば委員も御存じだと思いますけれども、乳がんであれば検査結果がまいります。その後受診をしてくださいというところでつながっていくわけですけれども、特にその後の医療の部分まで追いかけていってこの方がどうなったというのと検診の中といいますか、我々としてはつかみようがない部分ですので、なかなか委員の求めるような答えは申し上げられないんですけれども、逆に訪問ですとか、特に相談事業なんかでは継続、いわゆる最近の傾向を見ていますと、1回の相談でなくて継続的になる相談、特にアルコールなんかがそうなんですけれども、そういう方がどうしてもふえていくという傾向ではあるようでございます。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 追跡、個人の病的なことなので、追跡まではいいんですけども、住民健診をするという意味合いは、健康な人が予防的な部分もあると思うんです。住民健診することは。そこでどの程度の人がチェックがかかるというか、要治療とかそういうものに、あなたは大丈夫だよという人とすみ分けができると、ある程度、2択をとれると思うんですけども、そういう健康な人と、早い話は引っかかった人といいますか、そういう人の割合、最低限そういうことがわかるのか。ただ単に住民健診、高いお金をかけてやっているんですねので、その効果というものをどのようにあらわれているのかなということです。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 健診の結果というところまでは、こちらでも今申し上げるような数字は持ってございませんので、いずれ歳出の部分までにもう一度そこを精査して出せるものであるのかどうか。そこまでの結果を申し上げるあるいはべきなのかもあわせて、若干、答弁保留になりますけれども、持ち帰らせていただきたいと思っております。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 何点か伺いたいと思います。

ふるさと納税なんですけれども、前委員、皆さん、私聞きたいこと聞いていただいたので、そこで1点だけあれなんですけれども、今回の決算701件、2,700万円、分析なさっていたら聞きたいんですけども、リピート率というかそういうやつ、もし個人情報の関係で確認できるのかどうかわからないんですけども、もしそれがわかつていたら伺いたいと思います。

それでしたら、その点とりあえず1点。

次のあれなんですけれども、44ページ、上のほう、自動車損害保険料還付金とありますけれども、この還付金なんですが、多分95万円払った分の還付金だと思うんですが、そこで伺いたいのは公用車の充足率というか、どうなのか。間に合っているのか。それとも足りないのか。昨今、駐車場に結構とまっているので、そのところ伺いたいと思います。

あと、任意保険のほうは、自動車の、ちなみに個人のあれですと当然戻らないんですけども、行政で掛ける任意保険も270万円のうち戻らないのかどうか、確認お願いしたいと思います。

最後、同じく44ページ、一番下のほうなんですけれども、家畜自衛防疫事業の補助金なんですけれども、どういったあれの補助金なのか伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ふるさと納税のリピートの関係ですが、非常にざっくりです。大体、自分で名前署名しますので、そのとき、私に上がってくるときに初めての方と2回目以降の方ということで分かれて私のところに来ますので、感覚として3分の2、4分の3かな、4分の3はリピートの方です。4分の1は初めての方、割合的にはそういう割合です。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 実際のリピート率という観点では統計はとってございませんので、今町長が答弁した感じなのかなという感じはします。リピート率という定義がどういう意味かわかりませんけれども、重複しているという部分ではかなり多いと思います。

ただ、ふるさと納税の特性としまして、1年に1回だけというだけでもありませんので、1年に4回も5回も5,000円ずつ4回ぐらい連続してとか、そういった方々もおります。それも税控除等の対象になるということでございますので、そういった寄附のやり方もしておりますので、リピートという定義かどうかわかりませんけれども、重複している形ではかなり多いと思います。

○委員長（村岡賢一君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 自賠責、損害保険料の返還金につきましては、ご指摘のとおり廃車した時点での自賠責の返還金となります。自動車の充足率というお話ですが、29年度では車の保険を掛けた台数でいきますと106台、これは一般会計部分になりますが、106台分掛けております。先ほどの廃車した時点で自賠責戻るという手続を順次行っておりまして、各年度ごとに配車を減らしております。震災前の台数よりはかなり多い台数となっております。それにつきましては、震災後各自治体等から寄附等で車をいただいたというところもありまして、今年度中には今使用している台数から、さらに10台以上の減車をしたいと考えております。

ちなみに、震災前に購入したあるいは登録された車というのが、現在30台ほどあります。修理の件数等も多くなっておりますので、これについては減車をさせるというところで取り組んでおります。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 家畜自衛防疫事業推進事務補助金の内容の質問でございました。簡単に言いますと、家畜伝染病の予防接種に対する手数料でございます。ちなみに、昨年度は牛の炭疽病、牛のアカバネ病に対する手数料なんですけれども、牛炭疽病につきまし

ては216頭、牛アカバネ病に関しましては319頭の単価に対して1%の手数料が入るという内容でございます。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ふるさと納税に関してなんですかけれども、町長答弁あったように、4分の3ぐらい、そういう答弁ありました。あそこでこういった方たち、納税というか寄附なさる方たちは私の友人初め、この町が好きだから、そういう思いが皆さん強く寄附なされているんだと思います。

そこで返礼品について今回前委員の方たちのやりとりを聞いていて、私も1つ思い当たることが。そこで返礼品の場合なんですかけれども、こういったある程度のリピート率というか同じ人が何度も来るということなんで、返礼品の一つとしてよくスーパーのパン祭りなんかでお皿とか景品とか出る、そういった制度があるんですけれども、ふるさと納税の返礼品も小さくてもある程度いい感じのやつを毎年というか毎回集めていって形にする、そういう返礼品もし検討、これからなさるんでしたら検討の一つだと思うので、参考までにどのような考え方なのか伺いたいと思います。

車に対しては現在106台、大分減っているということなんですかけれども、今後何台ぐらいとは言いませんけれども、結構庁舎付近にとまっていてほとんど動いていないやつ、それが検討になっているんですが、タイミングというか、それをお聞かせ、車検のときなのかもしくはどうなのか。ちなみに車だけじゃなくて原付なんかもあるんですけども、ああいったやつはどのような形で利用していくのか、その点も伺いたいと思います。

家畜の自衛の補助金に関しては、その事務手数料ということで伝染病予防接種、わかりました。そこで伺いたいのはちなみに予防接種のあれでしょうけれども、今回ですと岐阜の養豚業者のように、ああいった病気が出た場合にどういうその、牛だったら牛、飼っている農家の補償というか、救済措置というのがあるのかどうか伺っておきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今野委員がおっしゃる意味がよくわからないんですが、いずれふるさと納税のそもそももの理念というものを、もう一度全国で見直しましょうという形で今進んでおりますので、その理念に沿うような取り組みであれば一つの参考にさせていただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 先ほどの台数につきましては、保険を掛けた台数を申し上げまし

て、年度末現在では94台が一般会計での支出している車両の台数になります。廃車のタイミングにつきましては、まずは一番効率的なのは車検の切れたタイミングで廃車と。それから、今タイヤ交換とかそういった時期もありまして、そのタイミングでタイヤを履きかえる前に廃車であるとか、年度末の時点で廃車するであるとか、車両の状況を見ながら年数、走行距離、そういうのを見ながら廃車計画を立てております。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 例を出されましたけれども、岐阜等の、例えば災害あった場合の補償ということに関しては、恐らくですけれども、そういう大規模災害になった場合は国の多分指定、例えば激甚災害とか（「災害じゃなく伝染病」の声あり）伝染病に関しましても恐らく国県での対応という形になります。簡単に言うと、鳥等に関しても県国の指導で処理を行うということになっておりますので、国県の指導に従いながらそういう補償という部分も国県で対応になると理解しております。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、15款財産収入から20款町債までの質疑を終わります。

以上で、歳入に対する質疑を終わります。

次に、一般会計の歳出の審査に入ります。

審査は、款ごとに区切って行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

初めに、1款議会費、51ページから54ページの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（三浦 浩君） それでは、慣例に従いまして、議会費につきましては私からご説明を申し上げます。

ただいま、委員長が申し上げましたとおり、決算書につきましては51ページから54ページに記載のとおりでございます。

平成29年度の支出済み額につきましては1億1,265万円ほどでありました。前年度決算と比較いたしますと金額で14万5,000円、率で申しますと0.1%の減額ということですので、ほぼ同程度の決算となってございます。なお、予算に対する執行率は97.7%でありました。

また、議会の開催状況でありますが、定例会4回と臨時会4回の計8回、会議日数は本会議で延べ39日、議案審議件数は171件、一般質問につきましては31人で延べ67件となってございます。

以上、簡単でございますが、細部説明とさせていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 担当課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

なければ、1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費、53ページから80ページの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 決算書53、54ページからごらんいただきたいと思います。

まず、総務費の一般管理費でございます。内部管理費でございます。予算執行率が91.0%でございます。また、前年度と対比いたしますとマイナス3.7%、金額で2億8,600万円のマイナスとなってございます。減額の主な要因は派遣職員の減少によるものが主なものでございます。前年度派遣の職員が106名から29年度は81人と、25名の減少になったことにより、人件費等が大きく減少したものであります。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 続きまして、57、58ページになります。

2目文書広報費につきましては28年度対比でマイナス4.6%と、ほぼ前年度並みでございます。予算に対する執行率は89.5%となっております。歳出の主なものは、11節需用費のうち月2回発行の広報みなみさんりくの印刷製本費のほか、12節役務費の各種郵送料等の通信運搬費が主なものとなってございます。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 3目財政管理費につきましてでございます。予算の執行率75%、前年対比でマイナス4.6%となってございます。以上です。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 61ページ、62ページ、上段になります。

○委員長（村岡賢一君） 会計管理者。（「失礼いたしました」の声あり）

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） ワープしたようでございます。

4目会計管理費です。出納事務に係る物件費でございます。予算執行率87.3%、対前年比較三角31.8%で決算いたしました。

以上です。

○委員長（村岡賢一君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 5目財産管理費です。予算執行率につきましては96.2%、前年対比で56%の増となっております。増となった主な要因につきましては、昨年新庁舎、本庁舎ができたことによります備品購入費の増、それから積立金の増が挙げられます。

以上です。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 大変失礼いたしました。

次に、6目企画費、61ページ、62ページになっております。

28年度対比ではプラス0.3%とほぼ前年並みとなっております。予算に対する執行率は99.0%でございます。主な歳出につきましては、1節総合計画審議会委員12名の報酬並びに19節負担金補助及び交付金で、広域事務組合の運営費負担金にかかる所要額を支出しております。

○委員長（村岡賢一君） 総合支所長。

○総合支所長（佐久間三津也君） 決算書61、62ページ、7目総合支所管理費でございます。支出額は約1,080万円で執行率は98.1%となってございます。対前年度比の金額で約870万円の増、率にしまして423.1%の増となってございます。主な要因といたしましては、総合支所の庁舎が本設されたことに伴いまして、管理に係る所要の経費が増となってございます。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 続きまして、8目交通安全対策費でございます。執行率は、86.2%、前年対比でプラス5.3%でございます。ほぼ前年同様でございまして、交通安全施設の整備としてカーブミラー等の整備を行っております。

続きまして63ページ、9目防犯対策費でございます。予算執行率81.5%で前年対比でプラス27.9%、123万の増となってございます。防犯灯の整備が進みまして電気代が増額したものでございます。

10目危機管理対策費でございますが、執行率は90.5%、前年対比で35.8%のプラスでございますが、防災マップの作成委託料が増額となっております。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 同じく63ページから66ページにかけまして、11目電子計算費でございます。28年度対比ではプラス44.9%、予算に対する執行率は96%となってございます。各種行政サービスにかかる住民情報系の電算システムあるいは庁内LANシステムのほか、地理情報システムのほか、庁内の各種電子システム全般に係る経費を支出してございます。

28年度決算対比で約9,700万円ほど増額となっておりますが、66ページの上段のほうになりますが、13節委託料におきまして庁舎の新築移転としまして、庁内LANシステムの再構築あるいは住民情報系のシステムの再構築を行ったことが増額の理由でございます。

次に、12目まちづくり推進費でございます。まちづくり推進費につきましては主にふるさと納税寄附金を財源としたおらほのまちづくり支援事業のほか、ふるさと納税に関連した所要の経費を支出しております。28年度決算と比べますとマイナス16.2%、予算の執行率は94.9%でございます。ふるさと納税の使途、寄附金の状況、あるいはおらほのまちづくり支援事業の12事業の概要につきましては、附表42ページから45ページをごらんいただければと思思います。

次に、67ページ、68ページの13目地域交通対策費でございますが、町内を運行した11路線の乗り合いバスにかかる運行経費等を支出してございます。28年度決算と対比しますと、プラス24.1%、予算に対する執行率は92.3%となっております。28年度対比で増加しているのは、19節負担金補助及び交付金におきまして車両等の修理代など運行経費が増加したこと

が主な要因でございます。

○委員長（村岡賢一君）　震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君）　続きまして、同じページ、14目地方創生推進費でございます。予算に対する執行率は95%、対前年度比プラス54.9%となっております。増加の主な要因といたしましては、地域おこし協力隊の関連経費、地域おこし協力隊の人数がふえたことに伴う大幅な増、それから29年度新規事業であります先ほどから出ております志翔学舎の関連経費、これが改蔵となっております。このあたりが主な増加原因でありまして、他の主な経費につきましては28年度から大きな変更はございません。

○委員長（村岡賢一君）　町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君）　69ページをお開きいただきたいと思います。

2項町税費でございます。1目税務総務費につきましては町税等の賦課徴収に要する職員の人工費で、支出済み額5,564万ほどでございます。2目賦課徴収費は町税等の賦課徴収に要する経費で、支出済額は7,345万円ほどで、前年比で4,076万円、124.7%の増となってございますが、これは町税等の賦課誤りによりまして過誤納還付金が増額となったためでございます。

続きまして、次ページをお開きください。71ページ、中段、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。これは窓口の戸籍住民基本台帳事務とその事務に要する職員の人工費でござい

ます。支出済み額は3,293万ほどで、前年度比950万、22.4%の減でございますが、職員が1名減になったことによるものでございます。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 73ページ、74ページをごらんいただきます。

2款4項選挙費でございますが、選挙費全体の予算の執行率といたしましては95%、対前年比では141.6%の増となってございます。ご案内のとおり、町長選挙、町議会選挙、県知事選挙、衆議院議員総選挙が同時に行われまして、それに係る経費が増額となってございます。

1目選挙管理委員会費の執行率94.1%、前年対比マイナス28.5%、これは事務局の人事費等でございます。2目町長選挙につきましては執行率96.5%でございます。

75ページ、3目町議会議員選挙費、執行率は94.2%、4目の県知事選挙費につきましては、執行率93.3%、5目衆議院議員総選挙費につきましては執行率95.7%となってございます。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 77、78ページになります。

5項統計調査費で、1目から2目の統計調査総務あるいは統計調査費でございます。統計調査にかかる所要の経費を支出してございます。28年度決算と対比しますとプラス30.5%、執行率は94.3%でございます。29年度は大きな統計調査がございませんでしたが、就業構造基本調査を実施しております、若干の金額的な増となっております。

○委員長（村岡賢一君） 監査委員事務局。

○監査委員事務局長（三浦 浩君） 最後に、79ページ、80ページ。

6項1目監査委員費でございます。こちらにつきましては監査委員事務局の人事費及び事務費でございます。29年度支出済み額は587万2,000円ほどで前年対比で5.5%の減、予算に対する執行率は92%でありました。

以上説明とさせていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑お願いします。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 ページ番号、53、54。

2節給料ですけれども、昨今国の省庁で障害者の雇用の割合が2.5%という、水増ししているということで、世間が騒ぎました。南三陸町の障害者の雇用率は何%になっているのか教えていただきたくお願いします。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 具体の人数、ちょっと今資料持ってきてないんですけど、率的には不足な状態にございます。29年度で採用といいますか、働いていた職員が、障害を持っていた職員が退職をしておりまして、30年度の募集の中で2名の募集を現在かけている、それが不足分ということでございます。

○委員長（村岡賢一君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 そういう場合はどうなんでしょう。どこなんですか。人事院なんでしょうか。何か勧告なり来ないんでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 監督省からやはり実態として調査においでいただき、どういった努力をしているのかとか、あるいは実際にそういった人に向いた仕事をうまく組み合わせて、雇用に努めるようにというご指導をいただいて、そういった努力をしているところでございます。

○委員長（村岡賢一君） よろしいですか。ほかに。ございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 私から1点ほど。ふるさと納税の使途別寄附金ですね。附表42ページです。

この中でいろいろな寄附金の使途があるわけですけれども、6、7、8知性と豊かな心を育むまちづくり、参加と協働が活発なまちづくり、戦略的な地域経営の展開、これらの寄附などが使途使われていますけれども、この事業の内容をお伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 使途目的に合った事業の充当という部分は持ち合わせておりませんので、保留とさせていただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明13日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明13日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。本日はこれをもって延会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時31分 延会